

第425回（定例）福崎町議会会議録

平成21年9月24日（木）

午前9時30分 開会

1. 平成21年9月24日、第425回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 16名

1番	松岡秀人	9番	吉識定和（退席）
2番	牛尾雅一	10番	石野光市
3番	宮内富夫	11番	小林博
4番	釜坂道弘	12番	東森修一
5番	福永繁一	13番	富田昭市
6番	志水正幸	14番	北山孝彦
7番	難波靖通	15番	高井國年
8番	広岡史郎	16番	宇崎壽幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 中塚保彦 主査 澤田和也

1. 説明のため出席した職員

町長	嶋田正義	副町長	橋本省三
教育長	岡本裕	技監	樋口和夫
会計管理者	牛尾敏博	総務課長	尾崎吉晴
企画財政課長	近藤博之	税務課長	山口省五
住民生活課長	松岡英二	健康福祉課長	高松伸一
まちづくり課長	志水利雄	産業課長	井上茂樹
下水道課長	後藤守芳	水道課長	豊國明紀
社会教育課長	山下健介	学校教育課長	志水清二

1. 議事日程

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 開会及び開議

議

長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名でございます。

定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。

それでは、日程により一般質問を続けてまいります。

日程第1 一般質問

議

長 2番目の通告者は釜坂道弘君であります。

1 都市計画道路大門西治線拡幅工事について

2 大庄屋「三木家住宅」改修工事について

3 水防計画について

以上、釜坂議員、質問席へどうぞ。

釜坂道弘議員 おはようございます。議席番号4番の釜坂道弘です。今回通告しておりました件は、都市計画道路大門西治線、それから三木家住宅、水防計画について、3点であります。時間の配分上、順番が違うことをお断りしておきたいと思っております。

まず、1番目に都市計画道路大門西治線拡幅工事についてご質問をさせていただきます。

大門西治線、県道三木宍粟線であります。この都市計画決定が昭和51年3月に決定をされております。起点は東田原字フロ尾から、終点は西治字中村まで、延長3,340メートル、幅員を18メートルにするという計画であります。

この道路は、都市間を結ぶ公益交通の東西路線としての機能を担う主要地方道ということになります。また、加西市、姫路市、香寺、夢前であります。東西の周辺市町との連絡あるいはインターチェンジへのアクセスルートとの位置づけから都市計画はされたもので、このたび町が進められております中島井ノ口線の整備に伴い、大門西治線との交差点を整備する必要があることから、東はショッピングセンターライフ、西はフレッシュさとう手前までの約800メートルの区間を本年度3月に都市決定の変更がなされました。変更の理由としましては、今も申し上げましたように、中島井ノ口線の整備に伴い、大門西治線の交差点を整備する必要が出てきた、右折レーンの増設であります。

もう1点が、計画道路より南への整備をすると、中道線等の交差点と中国自動車道との距離が短くなり、交通安全上、問題があると。

もう1点は、現計画では県道の南側へ拡幅となっておりますが、計画どおりの整備では、残地の土地利用も困難でありますし、物件の補償等、多額の事業費を要するというので、このたび北側に4メートルの拡幅をするということで計画が変更になりました。

この計画変更が平成19年8月に、まず1回目の住民に対する説明会が行われ、2回目は平成20年2月に説明会が行われております。そういった説明の中で、地権者の意見としては、北側への拡幅では、北側だけが狭くなって不公平ではないかと、南北それぞれに拡幅はできないものかと。また、必ず計画どおりの幅員18メートルを確保しなければいけないのだろうか。18メートルでないといけないですかと。また、北側は建物が少ないとはいえ、店舗としては駐車場が狭くなることで、営業上、非常に影響が生じるというような意見が出ましたが、本年、この9月から測量に入ることになりました。

まず1点お尋ねしたいことは、この交差点改良事業の今後の予定です。これは県道でもありますし、技監の方からお願いしたいと思っております。

技

監 大門西治線の拡幅につきましては、9月4日に、地権者を初め、関係者を対象に事業説明会を行いました。説明会では、おおむねの今後の予定をお示ししまして、理解とご協力をお願いいたしました。

当面は、現地の地形測量を行いまして、詳細設計を進めてまいります。

設計の案がまとまりましたら、改めて説明会を開催いたしまして、権利者の皆様や関係の方々にご説明申し上げ、ご理解を得てまいりたいと考えております。

その後、用地の関係に入っていくわけですが、関係土地の境界を関係者に立ち会っていただきまして、確認いたしまして、その後、用地の測量という作

業に入ってまいります。用地測量が完了いたしますと、交差点改良事業に必要となります事業用地の詳細な面積がおのこの筆ごとに算出できることとなります。

これが年末ぐらいになると思いますけれども、用地説明会を開催いたしまして、面積と用地単価の発表という段取りになってくると思います。

その説明会で用地関係に関する基本的な理解を得まして、さらに次の段階へ進んでいくというふうに考えております。

それともう1点、物件、建物関係ですけれども、これは年明けになると思いますけれども、建物関係、物件調査を行いまして、順次用地補償の契約を進めたいと考えております。

基本的には、今議員ご指摘のとおり、県の事業ではございますけれども、町にとっても大事な事業でございますので、連携して事業推進を図ってまいりたいと思っております。

以上、そういうことでよろしく申し上げます。

釜坂道弘議員 この交差点改良事業の完成はいつの予定でしょうか、お尋ねします。

まちづくり課長 今現在の状況でございますが、県の予定では平成24年度を完成の予定と聞いております。

釜坂道弘議員 では、続いてお尋ねしたいんですけども、今、中島井ノ口線の完成予定が23年度の予定で整備をされております。この交差点改良が24年度の完成ということで、約1年間の予定のずれが生じておりますが、そのときに中島井ノ口線が予定どおり23年に完成した場合、これは交差点改良が済んでなくても、その道路は使用できるのでしょうか、お尋ねします。

技 監 最も重要な県道と町道の交差点部分で、右折車線が完成していないという事態になりますと、公安委員会としては、そこを使ってよろしいという許可が出ないと思います。ということで、県道との交差点は使用できない。ただ、そこから南の部分は道路としてできておりますから、通れますけれども、県道からの出入りができないという状態になると思います。

釜坂道弘議員 非常に不具合な感がいたします。中島井ノ口線が23年度に完成しても、交差点が使えないということになりましたら、中島井ノ口線のいわゆる目的が達成できません。交通の渋滞であるとか、そういった目的で整備されておりますけれども、1年間、完成した道路が使えないという状態に陥ることになります。むしろ、この24年度の完成予定の交差点改良を早く進める方法はないのでしょうか。

技 監 議員のご指摘ごもっともでございますが、せっかくつくりました町道が使えないとなりますと、全く意味がございませんので、今、県の方は24年度完成予定と説明しておりますけれども、これはまさに用地買収の進展が非常にボトルネックになっております。ですから、県といたしましては、ある程度の安全を見込んで、先ほど議員ご指摘ございましたように、営業上の補償であるとか、いろいろ難しい問題がございますので、その辺を普通の工程で考えていくと24年ぐらいになってしまうのではないかという意味で申し上げておるわけでございます。けれども、今ご指摘のように、当然、兵庫県、町、両方そういう問題意思を共有しておりますので、県の方の事業はなるべく早く用地のご協力をいただいて、町道が完成と同時に県道の交差点も改良できるように、それは用地補償さえまともであればできる問題ですので、これは地権者の方の理解を早く得られるように、県と町が協力して取り組めばできることだと考えております。

釜坂道弘議員 今の答弁の中で、用地買収さえできればということですが、これが、今後一番問題になると思うんですね。といいますのは、地権者から意見が出ておりますように、駐車場であれ、店舗の駐車場ですから、営業上非常に支障を来すというこ

とで、そこらの問題が今後含んでくるんじゃないかと思われま

す。ですから、用地買収にかかる期間をできるだけ早くしないと、なかなか23年度のめどに近づけないということになります。

この用地買収の方法ですけれども、どういうふうにされる予定なのかをお尋ねしたい。具体的に、個人的に交渉されるのか、あるいはまた地権者の一つ組合とか、そういった方法もあると思いますが、基本的にはどういうふうに進められるのか、お尋ねします。

まちづくり課長 この事業用地部分でございますが、各土地形状、そういったことでおのおの土地の評価が違いますので、例えば一律の用地単価というわけではございませんので、用地、そして物件等、個々に交渉をして買収していきたいと考えております。

釜坂道弘議員 用地補償については、憲法29条で、公共用地の取得に伴う損失補償基準というものを適用されるんじゃないかと考えるんですけども、店舗となりますと、地権者と店舗の側と、いろいろ条件が違いまして、そこらが一番難しく、今後地元としても協力していかなければならないところと思われま

すが、これが進まない、なかなか中島井ノ口線の利用ができないということになってきます。それともう1点、800メートルをこのたび計画変更されましたが、この交差点改良については、役場の西からフレッシュさとう手前までということで、約300メートルを変更された。後の500メートルの部分については、今後どのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

まちづくり課長 残りの部分でございますが、全体といたしまして、役場前の交差点も含め、スムーズな交通の確保や歩行者の安全確保を図る上で、拡幅整備に対し、道路管理者であります兵庫県に対し、引き続き要望してまいりたいと考えております。

釜坂道弘議員 以前にも都市計画道路について質問させていただいたことがあるんですけども、このたび変更になった、北側4メートルに関する地権者に対しては、今後も都市計画法による建築制限が課せられることとなります。これにより、土地や建物の所有者は土地利用上、あるいは財産上の損失を多少なりとも被ることとなります。ここらを町としても、県としても考慮しなくてはならない部分であろうと思

技 監 都市計画道路の区域内におけます建築制限については、都市計画法上、階数2階以下、地下構造を有しない木造・鉄骨造の建築物に対しては許可を与えなければならないということになっておりまして、一部、地方自治法上の特例市以上、兵庫県内で申しますと、明石市、加古川市クラス以上の市につきましては、建築制限の許可基準の緩和の権限がございます。当福崎町につきましては、その緩和の権限がございませんので、都市計画法上の許可基準のままということで緩和措置はございません。

釜坂道弘議員 建築基準法上は緩和できないということですが、固定資産税の軽減措置というのは、考えられないものでしょうか、お尋ねします。

税 務 課 長 兵庫県下の大きな市では、宅地の評価を補正しているところがあるとは聞き及んでおります。しかし、福崎町におきましては、そういう固定資産税の軽減措置の規定はございません。

釜坂道弘議員 ほかでそういった軽減措置ができておるところがあるにもかかわらず、福崎町がどう

税 務 課 長 今も、技監やまちづくり課長が答弁しましたとおり、ご指摘の沿線沿いには、

許可基準がございますが、そういった制限がかかっても、著しくその使用目的を制限されたというような状況には至ってないと考えております。

釜坂道弘議員 著しくと言われますけども、具体的な例を挙げてみましたら、例えば、都市計画道路にひっかかっているその土地を担保にして融資を受ける場合のことを一度考えてもらってもいいんじゃないか。評価額に対して、幾らぐらいの融資が受けられるか。これは想像以上のものがあります。したがって、都市計画道路にかかっている地権者というものは、それなりに、財産上、あるいは使用上、損失というか、そういう規制がずっとかかったままになります。その点について、総合して言えることは、中島井ノ口線の完成と同時の交差点改良事業が進みますように、これはひとつ県の協議上、どうしてもやっていただきたい。

それから、今申しましたように、変更区間に関する土地所有者への配慮というものも今後考えていただきたいと思います。特に、工期については、県と協議の上、ぜひどもの同時完成ということをお願いしておきまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、水防計画についてお尋ねをしたいと思います。

台風9号による集中豪雨で、兵庫県西北部に大きな被害が起きました。これは、テレビ、新聞の報道などにより、皆様方もよくご承知をされているところであります。犠牲になられた方々に対して本当に心から冥福を祈りますとともに、被害に遭われました方にはお見舞いを申し上げたいところであります。

また、多くの命が奪われた佐用町においては、観測史上最大となる1時間雨量89ミリという雨が引き起こした川の氾濫により、町のおくれた避難勧告に町民が翻弄された様子が次第に明らかになってきております。

同町の死者、不明者のほとんどが自宅から避難する途中に濁流にのみ込まれて死亡あるいは行方不明になったという報道がされております。専門家からは、避難勧告がもう少し早く出ていればという声も出ております。

また、大きな被害を受けた地区対象に行った調査によりますと、避難場所を知っていたという方は、全体の86.1%。そのうち、避難場所に避難されたのは11.3%、避難しなかったという人が83.5%、避難しなかった人は、既に水が腰から胸あたりまで来ていて避難ができなかったと。または避難しようとしても、水圧によって戸が開かなかった、外へ出られなかったという人たちが自宅の2階に身を寄せて、難を逃れたという報告もされております。非常にこの避難勧告の難しさということが考えられる様子ではなかったかと思えます。

そこで、福崎町の水防計画について目を通してみましたが、これは兵庫県の水防計画も全く同じで、各町、ほとんどマニュアルどおりにつくられているものと思われまます。したがって、佐用町においても同じ水防計画があるんじゃないかと考えられます。

具体的に避難勧告に至るまでの手順をお尋ねします。

まちづくり課長 水防計画書に基づいて説明をさせていただきますと、水防本部長である町長は、県水防本部長、県知事の発する水防指令及び中播磨県民局長の発する水防警報によるほか、気象庁、水位等により、洪水その他災害のおそれがあると認められるときは、水防非常配備に移行するにあわせ、直ちに町内に広報するとともに、県水防本部、中播磨県民局と密接な連絡をとらなければならないとなっております。

水防指令第1号では、今後の気象情報と水位に注意と警戒を必要とするときに指令する。水防指令第2号では、1.水防事態発生が予想され、数時間後に水防活動の必要が予想されるときに指令する。2.水防警報の待機及び準備が発せられたときに指令する。水防指令3号では、1.事態が切迫して、数時間後には水防活動

の必要が予想されるとき、あるいは水防事態の規模が大きくなって、第2非常配備体制では処理しかねると予想されるときに発令する。2.水防警報の出動が発せられるときに命令すると明記しております。

また、福崎町水防計画書にも記載しておりますが、2級河川市川の神崎橋に量水計が設置されており、市川の水位により、区分されております。区分内容としては、水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位となっております。

そういったことで、今後の雨量、天候等を考慮して避難準備、避難勧告、避難指示という順に発するということになります。

釜坂道弘議員 水防計画の中の避難関係についての項目を見せてもらいましたところ、非常に計画上少ない。といいますのは、例えば具体的に私たちが住んでいる場所を想定しましたら、高齢者あるいは子ども等、弱者の避難方法が、まず載っておりません。それから、避難場所はそれぞれに設定してありますが、近くに危険箇所があります。そういった矛盾した項目があります。これも見直してほしいと思います。

特に、地元のことを考えましたら、高齢者などの避難の方法については、自分たちの集落において要介護者の名簿は区長と民生委員以外には配られません。したがって、だれがどういう状態でおられるのかということもよくわかりません。そういった人を安全な場所に避難させるということになりましたら、非常に難しくなるんじゃないか。このたびの災害でも、町長あるいは地元の区長が住民に謝りに回らないかというような結果になるんじゃないかと思います。

そういったことから、ハザードマップはあるんですけども、自分たちが常に、どこが起点で、もしこうなった場合というふうな想定において、避難の方法、これを地域で訓練する必要があるんじゃないかと思われれます。その点についてはいかがでしょうか。

住民生活課長 今の避難の件ですけれど、まちづくり課長が申しましたように、それぞれ指令が出ます。避難勧告、避難指示が判断されますと、町民への防災伝達手段として、防災無線での放送とか、広報車による呼びかけ、また消防団にも消防車による避難勧告・指示の伝達をしていただくとなっております。

今、議員がおっしゃいました自治会での訓練、それについては当然、災害対策については自助、共助というような観点から見ましても、各自主防災組織の力が当然不可欠ということで平時から各自治会で危険箇所の点検、避難経路、また災害時に、要援護者に対する配慮についても確認をしていただくということが大切でございまして、避難訓練等は、今後各自治会には積極的に行っていただくことを、こちらも考えております。

釜坂道弘議員 今、答弁の中で、防災無線の話が出ましたけども、このたびのアンケートにおきましても、防災無線が聞こえたかどうか。聞こえなかったが53%、半数以上の人が、防災無線が聞こえないという状態になります。そういったことで、もっと地域において具体的な訓練が必要になるんじゃないかと思われれます。もう1点は、このたびの川の氾濫の原因の一つになりました間伐材が、橋げたに溜まって、ダム状態になって氾濫したと考えられます。

こういったことから、市川水域における水防計画が必要になってくるのではないかなど。姫路市、福崎町、市川町及び神河町で、広域な水防計画の策定が必要と思われれますが、この点についてはどうでしょうか。

技 監 おっしゃるとおり、大きな水系の河川ですから、県におきましても、市川全体での水防計画を持っておりまして、それに基づいて町も動くような格好になっております。

風倒木に限らず、山が崩れましたときには、木が流れてきて、それが橋をせき

とめて決壊するというのは、もう典型的な水害の例でございまして、そのあたりの対策につきましても、河川管理者でございまして県も十分配慮しながら整備を進めておるところでございましてけれども、完璧な形に持っていくには、まだ数十年とか、かなりの期間がかかるとおられますので、そういう意味では広域的な水防計画が重要かと考えております。

釜坂道弘議員 その時は、先ほど申し上げましたように、広域水防計画の必要性、あるいは地域における避難訓練の必要性などを今後とも行政において進めていっていただきたいと思っております。

次に、大庄屋三木家住宅の改修工事についてお尋ねをします。

昨年、調査を財団法人建築協会一級建築士事務所に委託されて、その結果が報告されました。総事業費6億9,800万円、工期はおおむね10年から12年という報告でありました。まず、この報告について、町長の思いをお聞かせ願いたいと思っております。

町長 懸案になっておりました三木家について、調査をするということになりました。それは、福崎町の文化財あるいは文化行政を進める上での一定の前進ではなかったかなというふうに評価をしているわけでございまして。私どもは、このように調査結果をいただいておりますので、でき得る限り、その調査の結果に基づいた形で文化行政が執行できればいいなと思っております。

釜坂道弘議員 私もこの報告を見せていただいたときに、まあ多額の費用がかかるんだなということが一つと、工期がこないに長くかかるんだらうかということをおもいました。

この三木家住宅の保存修理については、これを進めていく上では、歴史文化遺産というものの重要性というものをまず考えていかなければならないんじゃないかと思っております。自分たちの住んでいる地域の歴史を知ること、また、現在の生活の中にその歴史を取り入れることで、歴史に触れることは、非常に大事なところであろうと思っております。

結果、地域を愛する人づくりができるんじゃないかとも考えられます。兵庫県の教育委員会からも、歴史文化遺産の活用構想というものが出されております。これは四つの柱から成っております。教育長、その四つの柱というのはどういうものか、わかりますでしょうか。

教 育 長 今手元にありませんで、わかりません。

釜坂道弘議員 歴史文化遺産の活用については、次の四つが基本になっております。まず、地域おこし、新たな産業を起こして地域を活性化させるということが、1点ですね。次に、まちづくり、まちづくりに生かして個性ある地域をつくるということと、もう一つは、学舎づくり、これは地域への愛着と誇りをはぐくむと、ここらが私は一番大事なところであろうと思われるところでありますが、もう1点は、ふるさとへの理解と思いを深める、この4点から歴史文化遺産の活用を考えるに当たって、もとになってきます。これをもとに、今から作成をしていくわけですけども、もう既にそういった調査が始まっておりますから、福崎町のこの工事についての基本構想を早くつくり上げる必要があるんじゃないかと思っております。

次に、じゃあ、なぜ三木家住宅が重要なのかということをお考えなければならぬと思っております。

三木家住宅、三木さん、三木家というのはどういうものか、どういう人なのかということをおまず簡単に説明しましたら、三木家はもともと英賀城の城主でありまして、秀吉の中国地方征伐に、その後で、飾磨で商業を営まれました。そのうち、姫路藩からこの地域の開墾を目的として命を受け、明暦元年、1655年、今から約350年前、この辻川に移り住まれました。

そして、3代目には、農業をする上で一番大事な治水工事に取り組みます。これが今の上井であります。この事業が評価を受けまして、大庄屋ということをも命じられます。

この井溝ができたおかげで9カ村の米のとれ高が以前より5倍になったということが評価されました。そういったことで、この地域の農業振興に非常に尽力されたということがあります。

また、これだけの費用を使って支出するには、財政の関係が出てきます。先日、姫路城のこのたびの修復工事との比較の話が出ましたけども、金額については、なかなか比較は難しいんじゃないかと思われます。なぜならば、姫路城のこのたびの改修工事は屋根と漆喰だけです。先日の課長の答弁にありました数字について、何か私の思いと違っておりましたので、調べ直してみましたら、この度の姫路城の修復工事の入札は、平成21年5月7日、14時10分に行われております。予定価格21億5,683万円、落札額16億2,000万円、率にしまして75%、もし姫路城のこのたびの改修工事と比較するならば、こういうところを比較して、考えていただきたいと思ひます。

それともう1点は、姫路城は昭和に大修理をしております。この総費用が5億5,000万、昭和31年から着工しております。当時の大学卒の給料が約1万円、今の金額に換算しましたら、約100億円のお金を注ぎ込んでおります。このたびの三木家住宅の解体大修理に7億円、これと比較するのは、ちょっと無理があるんじゃないかと思ひます。

それと、今度の三木家住宅の保存修理の事業にかかる時の入札の方法ですが、どういった入札が考えられるのか、今の時点でのお考えをお尋ねします。

社会教育課長 今のところ、入札をどういう形でやるのかというのは、まだ県と協議も実際行っておりません。しかしながら、これは県の重要文化財でございます。県の2分の1の補助金をいただけるというようなこともございまして、県に指導をいただきながら、おそらく指名競争入札という形になるかと考えております。

釜坂道弘議員 県の重要文化財であるがゆえに、非常に難しくなるんじゃないかと考えられます。というのは、重要文化財の入札に入られるという業者はまず限られてきます。したがって、予定の金額からなかなか落ちないということが考えられます。ところが、このたびの姫路市の入札では、電子入札で一般競争入札がなされております。そういったことで、今後、財政面から考えましても、入札方法に非常に難しい点があるんじゃないかと思ひます。

それともう1点は、その改修工事の寄附について、お尋ねをします。「広報ふきさき」でも町長は1軒に1日1円募金ということをご提案されております。このたびの姫路市の姫路城の改修工事についての寄附の募集の仕方、これは既に4月6日、城の日を記念になされております。姫路城のこのたびの募金の名前は平成の「姥が石」愛城募金というふうなことでされております。ふるさと納税制度の優遇措置あるいは寄附の特典としましては、ふるさと情報の送付であるとか、5,000円以上になりましたら、市施設の招待券であるとか、それから協力者の名簿を掲載すると、これは1万円以上になっておりますけども、氏名の公表については、可否を問うと。それから、3万円以上になりましたら、かわらへの記名、あるいは30万円以上になりましたら表彰と記念品ということで、募集をされております。平成の「姥が石」というネーミングをされておるんですけども、「姥が石」というのは、皆さんもお城に行かれたらご承知のように、羽柴秀吉が姫山に3層の天守を築こうとしたときに、城の石垣の石がなくなってしまつて、なかなか集まらないという状態に陥り、非常に苦労しているという話が城内に広がり

ました。そこで、城下には、焼き餅を売っていた貧しい老婆がそれを聞きまして、せめてこれでもお役に立てばという思いから、古くなった石うすを差し出しました。それを知った秀吉は大変喜び、その石うすを、現在の乾小天守の北側の石垣に使いました。この話がたちまち評判となりまして、城内から、私の石も使ってください、私の石も使ってくださいと、競って石が寄進された。その結果、工事が非常に順調に進んだということで、このたび、姫路城の改修についての募金の名前が平成の「姥が石」愛城募金となっております。

今後、福崎町においても、こういったいろいろな募金の方法あるいは手段、工夫、これが望まれるところであります。

もう1点、大事なことは、先日も話が出ていましたように、改修工事の理解を求める、住民の理解が必要であると、これが一番大事であろうところでないかと思われまます。したがって、地元では今までこの三木家住宅については、銀の馬車道馬宿り事業、地域連携交流活動支援事業によっては、三木家住宅の看板をつくったりとか、いろんなことを取り組んでおります。また、銀の馬車道ネットワーク事業においては、三木家住宅も含めて銀の馬車道田園空間博物館フェスティバルというのを今年の11月28日に予定してありますが、辻川区としても、この三木家住宅の活用について発表するために行ってきます。

また、この度、文化祭で人情喜劇銀の馬車道劇団の演劇をさせていただくことになりました。まさに、舞台が三木家住宅であります。ぜひとも皆さんにもこのたびは見ていただきたいと思っております。先日もこの様子が神戸新聞で報道されましたことは何人かの方の目にとまっているのではないかと思います。

地域振興ツーリズム事業については、皆さんもご存じのように、観光ボランティアガイドをやっております。昨年度の1年間にガイドの申し込みが24件ありました。月平均にして2件ほどですけれども、ただ全くないときと、それから一月に5回ぐらいの申し込みもあります。人数にして645名の方を三木家住宅に案内をしました。このほか、ウォークラリーとか、そういったものには、必ずこの三木家住宅の案内をしております。そういったことで、年間約1,000人の方々をこの三木家住宅に案内して、説明をさせてもらってきました。

また、神戸大学との連携事業については、三木家住宅にあります資料を出してきて、古文書の読み方であるとか、勉強中であります。

こういったことで、町民にもっとこの三木家住宅自体を知っていただくことが今後この修復工事を進めるにおいて非常に大事なところであろうと思っております。こういった点を今後特に行政としては、力を注いでいただきたいと思っております。

そういったことで、私はこの三木家住宅の修復工事については早急に計画を進めていただきたいと思っております。

大事な歴史的な文化遺産というのは、なくなってしまうと終わります。これを我々が次の世代に送るということが、私たちの非常に重要な役割ではないかと考えております。

以上でこのたびの一般質問を終わらせていただきます。

議

長 以上で釜坂道弘君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時26分

再開 午前10時50分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
次に、3番目の通告者、牛尾雅一君であります。

- 1 安心・安全の町について
- 2 豊かな自然と文化の薫る観光の町について
- 3 納得のなっ得券で
- 4 福崎夏まつりに関して
- 5 前回の質問その後について

以上、牛尾議員、質問席へどうぞ。

牛尾雅一議員 議席番号2番、牛尾雅一でございます。議長の許可を得て、通告により一般質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、このたびの台風9号の豪雨により、被害に遭われました方々に心よりお見舞い申し上げます。

それではまず、安心・安全の町についてでございます。

最近は一極集中的に大雨に見舞われることがよくあります。集中豪雨時における町内のため池の危険度とか、管理の仕方などについてお尋ねいたします。

今回、8月1日から2日にかけての大雨で決壊などのおそれのあったため池はどれほどありましたでしょうか。

産業課長 福崎町におきましては、防災ため池ということで、貯水量1万トン以上のため池を52カ所、指定をしておるところでございます。現在、35カ所が改修され、残りの17カ所が危険なため池であったと思っております。

牛尾雅一議員 民家に直接被害を及ぼす危険など、ため池の置かれている位置により危険度が異なると思いますが、町の方で、雨の量にもよりますが、どのように順番づけられ、気をつけなければいけないと思われるため池はどの池でしょうか。

産業課長 先ほど答弁いたしました防災ため池も含めまして、福崎町のため池台帳での管理を行っているため池につきましては200カ所ございます。200カ所のうち、65カ所が改修済みということで、残りの135カ所につきまして、気をつけていかなければならないため池と思っております。

牛尾雅一議員 万一、水防指令が出されるような事態になったとき、水量調節なりはだれが行われるのでしょうか。

産業課長 各ため池につきましては、ため池の管理者がおられます。その管理者が水量調整を行うことになっております。

牛尾雅一議員 大変な任務と申しますか、仕事ですが、よろしくお願ひしますと申し上げておきます。

このたびも大雨となったのが夜中の12時を過ぎていたと思いますし、夜間に大雨で満水になったとき、急いで水量調節など、見回りに行かれることが必ずあります。その現場近くの安全性などを十分に考えておかなければと思います。

また、ため池近くには、車でほとんど行かれると思いますが、通常、車が通るようにアスファルトなどで舗装してあり、その道路のそばがすぐため池の水面というようなところがあれば危険ですので、そのようなところがないか、注意して検討していただきたいと思ひます。

次に、安心して安全に通行できる道路、交差点についてお尋ねします。

町長にお尋ねしますが、大門福田線のように、将来完成するかもと思われている計画がある道路の場合、例えば、今後高速道路が無料になることも考えられ、三木宍粟線上の播但道入口近辺の渋滞が日常化して、迂回路として旧道の大門の村の中を通過して、田尻の駐在所に通じる道路を急ぐ車両が多く、危ないという声

が多くありますが、待避所的な箇所を手当していただければ、危ないという声のトーンが少しは下がると思います。一方、そうすれば、大門福田線の完成がより一層おくれるのではと思います。このように、本来の工事が済むまで、危険なり、不便なりを我慢してずっと待っているのがいいのか、とりあえず、不便を和らげる手当をしていただけるのがいいのか、どう思われますか。

町長 道路の渋滞の状況につきましては、ちょっと予測をしかねるという面がございます。恐らくは、高速道路をどんどん無料で通れるようになれば、一般道から高速道路へ移って行って、そちらの方が込むのではないかなということも考えられますし、交通の渋滞についての予測というのは、ちょっとできかねるというのが状況です。

大門福田線については、待避所であれ、本格的な工事であれ、今福崎町の大事な道路であり、焦点の一つになっているのかなといいますと、なかなかそこまではちょっといいないのではないかなというふうに思われるわけでございます。私たちとしても早くつきたいという思いはありますが、今、福崎町の重点的な取り組みの状況からいたしますと、本格的にも、渋滞箇所に回避箇所をつくるという面についても、なかなかそこまではいけないというのが現状ではないかなという判断でございます。

牛尾雅一議員 今、町長に答弁をいただきましたが、大門の旧道というんですか、そこは今言われましたように、高速道路を通られる方が増えると、播但道入口の近辺が、連休とか、土日でもですが、すごく渋滞します。そこで、大門の旧道をすごく通られるということで、ある一部で待避所を昨年あたりつくっていただいているんですが、まだ交差して交代することができにくいところが多々ありますので、できれば、そういうことを考えていただきたいとは思いますが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 このような生活道路の整備につきましても、各自治会等から多くの要望もございます。財政事情等から、全体的に検討させていただき、判断したいと考えております。

牛尾雅一議員 次に、福崎東中の東側、西光寺玉屋線でございますが、ここは東中の生徒さんのもとより、住民の方々の利用度の多い道路です。数年前より徐々に道路幅を広げていただいておりますが、南進してカーブの箇所に民家があり、対向車の発見がおくることがよくあり、後退できずに、バックしたりして、危険なところがあります。徐々に道路を広げておられるのですから、前倒しで待避所的な場所を1カ所ないし2カ所はできないものでしょうか。

まちづくり課長 町道西光寺玉屋線の見通しが悪い箇所の改良でございますが、当路線は、過去から部分的ではありますが、待避所となるように改良を進めてきました。昨年度も町道東大貫中島線との交差点部で拡幅工事を実施いたしました。

これまで、国の補助を受け事業を進めてきたことから、今後につきましても国の補助が可能かどうか、見きわめながら検討したいと考えております。

牛尾雅一議員 今、説明しました道路は、南進して中寺北条線で交わる交差点につながっているんですが、その交差点は、溝口から東に向かっていくとき、南から新興住宅街がたくさんあるんですが、南から交差点に北進して入ってくる自転車、自動車が大変見にくいので、今以上の注意を促す何かの印が必要ではと思うんですが、いかがですか。

住民生活課長 歩行者とかに注意を促すための、自発の光る鋏を設置とか、県道の管理者である兵庫県、あるいは交通の管理者で公安委員会とも協議をして、安全を図りたい。さらに、啓発等の看板等も検討していきたいと考えております。

牛尾雅一議員 同様に平野病院から北進して、東行き一方通行の道路との交差点もよく事故が

あると聞きます。車は東方面への一方通行ですが、自転車、自動二輪は一方通行ではなく、東から西の方面に入ってくる時は、止まれとか、徐行の標識がなく、危険と思いますが。

住民生活課長 この一方通行は二輪車を除くということで、原付とか自動二輪は省くという規制がかかっております。当然、見通しの悪い交差点でございますので、安全確認等、そういう義務は二輪車にも当然義務は課せられます。本来、二輪車も含めて一方通行するのが望ましいということでしたが、地元の要望等があって、そういうように二輪車も逆走もできるということになったと考えられます。今後におきましては、警察とも協議を進めていきまして、二輪車の安全確認のための啓発等、何か安全対策を講じてまいりたいと考えます。

牛尾雅一議員 辻川界限への玄関口ですし、他町の方々、初めての方を含めて多くお見えになるところでもありますので、そういう意味からも、より安全を確保していただきたいと思っております。

次に、2番目の豊かな自然と文化の薫る観光の町についてでございます。

県が里山事業ということで力を入れていただいております、なぐさの森とその周辺についてですが、七種山、七種の滝の豊かな自然の魅力を多くの人に知ってもらい、より多くの人々に訪れていただくには、いかにすべきとお考えになられておりますか。

産業課長 七種山、七種の滝は兵庫百山、それから播磨の山、またマイカー登山等の本でも紹介をされているところがございます。インターネットにおきましても、散策された方々が写真などで紹介をいただいているところでもあります。

福崎町山の会におきましても、案内板の整備を行っていただいております。

また、先ほど出ましたなぐさの森につきましても、整備がされております。しかしながら、まだパンフレット等がない状況でございます。七種の滝を初め、七種山、七種槍、薬師峰の七種三山などを一緒にしたパンフレット等をつくり、PRを図っていきたいと考えております。

牛尾雅一議員 七種の山道に枯れ木などが、景観のいい岩のところたまっているところがあります。それらを撤去して、景観をよくするために、ボランティアを募って行ってはいかがでしょうか。

産業課長 枯れ木の処理等でございますけれども、七種山の所有につきましても、個人の山でございます。道路、また遊歩道の通行に支障があれば、地域の方々の協力を得ながら処理をしているのが現状でございます。

今後につきましても、地域の方々の協力のもと、一緒に対応していきたくと考えております。

牛尾雅一議員 野外センターから山門、そして滝の方に歩いていきますと、広い待避所的な箇所が自然に2カ所ほど現在ありますが、ベンチなどを置き、桜、季節に応じてフジ、モミジなどを植樹し、憩いの場とか、ハイカーの方の休息の場として利用するようなことはできないのでしょうか。

産業課長 議員さんの言われております場所につきましては、県道、また町道であると思っております。現在、待避所として利用されており、ベンチを置く等々となりますと、車両の後退にも支障を来すとともに、散策者に対しても危険であると思われれます。休憩用のベンチなどの設置につきましても、県、また町道の管理者と協議をしながら検討していきたくと思っております。

牛尾雅一議員 それでは次に、福崎町の観光の中心と考えられる辻川界限についてお尋ねします。

福崎町の観光先の一つのもちむぎの館は大型駐車場が少なく、わかりにくいと

いう声をよく聞きますが、辻川公衆トイレの南の大門福田線を延長して、もちむぎの館東に現在ある駐車場まで車が入るようには考えられないのでしょうか。

まちづくり課長 現時点では、都市計画道路事業を進める理由として、もちむぎの館の利便性のみでは、なかなか補助採択を受けることは困難であります。都市計画道路は全体の道路ネットワークの流通のため進めるのが基本でございますので、もちむぎの館の利便性のみでは、なかなか事業採択になりにくいと考えております。

牛尾雅一議員 もちむぎの館は、団体観光客がバス2台で来られたときは、食事をしていただくとき、2階の会議室も利用しておられると聞きますが、会議室を利用するということは、お客様が満足するような雰囲気づくりの部屋といたしますか、例えば料理などのポスターとか、観光ポスター、絵画などで一時的に会議室を食事していただく雰囲気の部屋には変えられないのでしょうか。

産業課長 議員が言われますように、会議室を食事場所として提供する場合には、お客様に喜んでいただき、また満足され、よい思い出となるような雰囲気づくりを目指していきたいと考えます。

牛尾雅一議員 今のように、観光バスで2台、3台と来られたときは、食事をしていただく席が限られますので、会議室を利用されるということが発生していると思います。観光バスで来られるというのは、予定がかなり前にわかるといいますので、バス2台以上の引き合いというか、3台とか、そういうときは、もちむぎの館で食事をしていただけない人の分は、例えば文珠荘と連携するなどして、より多くのバスを呼び込むということはお考えでないのでしょうか。

健康福祉課長 食事ができない方の分を文珠荘と連携ということでございますけれども、ご承知のように、文珠荘は指定管理者が運営しており、老人の憩いの家という趣旨、目的もございます。もちむぎの館とは、また食事のメニューも違いまして、もちむぎを使った、特別なメニューというものはしておりませんので、利用客がそれを好まれるかどうかということもございます。また、双方に効果があれば、考えていきたいとは思いますが、指定管理者にもその旨伝えていきます。

牛尾雅一議員 、観光バス1台、2台というだけじゃなしに、多くのバスの引き合いがあるときのことを考えていただきたいと思います。

次に、辻川山の近辺のことですが、辻川山の遊歩道の草刈りを地元ボランティアで実施していただいておりますが、山頂から北側へも、もみじの回廊などという遊歩道があり、その先に東城跡古墳などがあります。その途中には、大きなのり面の農道があり、のり面に季節に合った花や樹木を植えて、ハイカーの皆さんに喜んでもらうというのはどうでしょうか。

産業課長 農道の法面の利用ということでございますけれども、農道の法面につきましては、地域の管理者が直接の管理をされているところでございます。その地域の管理者様とも協議が必要かと思っております。地域住民が参加され、住民の手で実施されることがボランティア活動にもつながり、望ましいと思っております。

活動に対しての協力はさせていただきたいと思っております。

牛尾雅一議員 辻川山、妙徳山、大門山の三獅子山を散策するに当たり、観光客の方の案内の看板の設置、またボランティアガイドさんなどにパンフレットなどを観光客の方に渡していただいて、いろんなところを知っていただく、そしてそのようにして、柳田國男生家周辺だけでなく、長時間散策していただき、いろんなところを見て楽しんでいただけたらと思います。

ボランティアガイドの詰所といたしますか、待機場所というのは旧郵便局の建物を使用はできないのでしょうか。

産業課長 ボランティアガイドの詰所でございますけれども、現在、ボランティアガイド

さんの詰所といいますか、案内所につきましては、ないのが現状でございます。

旧郵便局は個人の所有物でございますけれども、今後議員さんのご意見を参考にしながら、検討させていただきたいと思っております。

牛尾雅一議員 大庄屋三木家は、これから先福崎町に他町より観光なりの目的で来ていただくには、必要と思っておりますが、修復の工期が約10年前後かかるのはどうかと思っております。短期間に、また費用も圧縮してできないものなのではないでしょうか。

社会教育課長 文化財の補修の工法というのは、非常に特殊なものでございます。また、財政的なこともあり、短期間で実施することは、今のところ非常に難しいと思っております。

また、費用につきましては、今、県とできる限り圧縮できるように協議しておりますが、なかなか全体を修理するという、また文化財ということで、それも難しいような状況でございます。

牛尾雅一議員 多くの方に来ていただくという関連で、市川町では、兵庫県川マラソン全国大会として他の県からも数多く参加者があるとお聞きします。当町の自然歩道を歩こう大会はどのような状況でしょうか。

住民生活課長 自然歩道を歩こう大会は、例年11月23日の祝日に開催をしております。福崎の東コースと西コースと、隔年ごとに開催をいたしております。

昨年度の大会では、当然、三木家とか、柳田國男生家、また妙徳山、神積寺、日光寺、大善寺、春日山のコースという形で、コース設定をしております。参加者は、昨年度は932人でした。隔年ということで、本年度は、20回大会の記念大会にもなっており、西コースで募集しまして、たくさんの方に来ていただけるように努めていきたいと考えております。

牛尾雅一議員 参加していただく方は、当町の方が一番多いかと思うんですが、他町というんですか、どのあたりの方までが参加されるのでしょうか。

住民生活課長 西播磨管内の神戸新聞にも掲載、またホームページにも募集をしております。遠い方で昨年度は神戸市からの参加がございました。

牛尾雅一議員 ここ最近、ウォーキング人口は全国で約4,000万人とも言われております。多くの人々に来ていただき、辻川界隈をぐるりと散策して、北野から大門の名所旧跡を回っていただき、体力のある方は日光寺まで、またその先まで行っていただき、ウォーキングを楽しんでいただくのに、辻川界隈をPRするのと兼ねて、また何年かに1回は、辻川界隈を中心とした自然歩道を歩こう大会というふうなのは企画していただけるのでしょうか。

住民生活課長 ただいま申し上げましたように、来年度は東コースということで、辻川界隈、北野の東広畑古墳、そういったいろんな名所旧跡がございますので、自然歩道審議会等で検討していきたいと考えます。

牛尾雅一議員 よろしくお願ひします。

高速道路が現在、土日が1,000円での利用、またこのたびの政権交代で無料になるかもということもあり、今まで以上に遠方の方々の高速道路の利用がふえることが考えられます。それに対して、他県のインターチェンジなりに福崎町の観光名所のパンフレットなどを置いていただくなりして、この福崎町を通過するだけでなく、立ち寄っていただけるような方策というのは考えておられますか。

産業課長 高速道路のサービスエリア等におけます案内所に置くパンフレット等についてでございますが、サービスエリアの案内所に設置するにも、経費がかかってきます。観光協会とも協議して、今後検討してまいりたいと思っております。

牛尾雅一議員 次に、JRを利用して多くの方々に福崎町に来ていただくにはどうすればいいかというようなことで、福崎駅を利用していただくと、駅前の地域の活性化にも

なりますし、1日の乗降客をふやすということは、今後考えなければならぬ駅整備にも重要な意味を持つと思います。

七種の滝、辻川界隈の大きなポスターをつくっていただき、姫路、神戸、大阪などの駅に張っていただき、ポスターの下部には春とか秋、気候のいい二、三カ月限定して、無料でJR福崎駅まで来ていただければ、1日1回、七種の滝、辻川界隈に送り迎えをするという企画で、多くの方に来ていただけるのではと考えますが、その送迎用のバスに、今ある福祉バスを利用して、新たに経費がかからないで行うことができないかと考えておりますが。

健康福祉課長 福祉バスというのは巡回バスのことでございますけども、巡回バスは定められた運行ルート、また時刻表でご利用していただいております。今言われましたように、七種の滝、辻川界隈ということになりますと、バスの時刻表でそれぞれ定めております。七種の山につきましては、田口の公民館まででございますが、奇数日には往復4回ほどございます。また、もちむぎの館には奇数日、偶数日、それぞれ駅広場から数多く出ておりますので、できる限りその時刻に沿って利用していただけたらと思います。

牛尾雅一議員 現在、福祉バスで多くの方が利用され、喜んでおられると思いますが、福祉バスを利用される方は、ほとんど決まっておられるのではないのでしょうか。

健康福祉課長 基本はどなたでも無料で、町内、町外を問わず、バス停の時刻におられれば利用できるということでございます。ただし、今言われましたように、固定といいますか、使われる方はいつも使っていただいております。

牛尾雅一議員 ほとんどというか、よく利用していただいている方が多いということですので、すべての停留所から乗られるというんじゃないし、僕らもそうですが、次の日にどこかに、お医者さんとか買い物とかいうことは、もう前日に決められているしということで、乗られるというのを前の日に役場なりに連絡していただいておりますと、乗られない、そういうシステムにさせていただけますと、利用されないバス停というのは、巡回をずっとしていただくときに省いて、時間に余裕ができるような状態にさせていただいて、この二、三カ月の間、観光客の方は、10時前後ぐらいに来られて、3時か4時ごろ帰られるというパターンですので、今利用されてる方が、手間がかかりますが役場に電話してにさせていただいたら、ある程度の時間の余裕ができないのでしょうかね。

健康福祉課長 電話の予約での利用となりますと、また違った交通を考えなければならぬと思います。今の巡回バスのメリットは、予約なしで、バス停で無料で乗れるというのがメリットでございますが、そういった予約をしてということになりますと大変なことになります。寄らない停留所もちろんございますが、コースごとに起点と終点というものを決めておりますので、もちろん停留所に乗客がない場合には一々停止ということはありませんけども、今の時間帯でいきますと、余裕というものは余りございません。

牛尾雅一議員 そうすると、観光で来ていただいた方は、駅前に時間を、観光客の方がそれに合わせてこられると、田口の公民館まで、また辻川界隈のもちむぎの館近辺までは乗せていただけるということでしょうか。

健康福祉課長 はい、そうです。

牛尾雅一議員 じゃあ、もし多くの方で、お年寄りの方と一緒に乗っていただく、座席数というのが限られていると思うんですが、立って乗られる方も入れますと、どれぐらいの人数が乗れるのでしょうか。

健康福祉課長 定員はすべて合わせますと35人だったと思います。

牛尾雅一議員 35人ということでしたら、十分に対応していただけますし、また福崎町の年

寄りの方と他町から来られた方と、またコミュニケーションといいますか、そういう触れ合いをしていただけますし、そのようにお願いしたいと思います。

そして、JR福崎駅を利用して、多く来ていただくということで、JRの駅整備をなさるときに、いろんなメリットが出てくるんじゃないかと思うんですが、JR福崎駅を利用される方をふやすというのは、観光客の方だけではなく十分でないと思いますが、福崎高校もあって、現在は多くの生徒の方に利用していただけてますが、これから先、生徒数が減るということも考えられますし、一般の方、普通の通勤客の方などを、駅を利用していただけるというふうなPRとか、そういったことはできないのでしょうか。

まちづくり課長 特に町でPRというところまではしていませんが、やはり駅周辺、環境をよくして、今もご存じのように交通広場を設置しまして、バスとJRの交通結節ということもやっておりますし、そういった取り組みはしております。そういった大量輸送のメリットも生かしながら、いろいろJRを利用することによって、町にとっても大きな交通問題の解消とかに結びつきますので、今後も駅周辺の整備という形で利用客をふやしていけたらと思っております。

牛尾雅一議員 そのようにお願いいたします。

3番目の、納得のなっ得券でということで、ことしは定額給付金に合わせて、多くの市町村がプレミアムつきの商品券を発行されておりましたが、当福崎町では、11年も前からなっ得商品券を発行していただいております。期限つきということもありますので、なっ得券の表にもきちっと期限が書いてありますが、期限の終わる1カ月前ぐらいには、また再度期限内に使ってくださいというPRをしていただいたほうがよろしいかと思うんですが、いかがでしょうか。

産業課長 なっ得商品券でございますけれども、本年度につきましては、7月1日に発行し、期限が12月31日となっております。未使用のないように、広報によるお知らせ等で呼びかけをしていきたいと考えます。

牛尾雅一議員 そのようにお願いいたします。

4番目の福崎夏まつりに関してでございます。

毎年8月9日に日を決めて行われておりますが、平日になるということが多いですし、その前後の日曜日に行うというのはどうなのでしょう。

社会教育課長 夏まつりにつきましては、ことし36回目であったんですが、当初から8月9日ということで実施をしまっておりまして、そういうこともございまして、その8月9日というのは定着した感があるかとは思いますが。

また、過去の実績を見ましても、平日だから人が少なかったというようなこともなかったかと思えます。できれば、こういう形で実施をしたいと思っております。

牛尾雅一議員 私らも花火を見せていただいて、大変いいお祭りで喜んでいるんですが、準備や婦人会の方などが今までに踊り手として参加していただくときにも、やはり仕事に行かれています方には、平日の場合、慌ただしいし、時間も迫ってくるし、ということで、多くの方々に参加していただくという意味もあって、日曜日というのがいいんじゃないかと思うんですが。

社会教育課長 一応、踊りにつきましては、すべて練習をしながら実施するわけなんですけど、ただ時間帯が、踊りが始まるのは7時以降となりますので、7時以降になりますと、皆さん帰られているというような状況で、特に日曜日ということにこだわる必要はないかというふうには考えます。

牛尾雅一議員 日曜日にしていただくと、もし仮になりますと、現在いろんなアトラクション

なり、福崎太鼓さんとか、いろいろ来ていただいておりますが、また踊り手の方が現在少なくなっておられるということです、その踊りをされてる時間と花火の間ですか、何か別の催しというんですか、そういうようなものを考えるというふうな時間の余裕はないのでしょうか。

社会教育課長 夏まつりにつきましては、総踊りは7時から始まるんですが、例年5時50分からオープニングというような形で各グループに出させていただいて、いろんな催しをしていただきます。この分につきましては、福崎町の祭り企画委員会等を出し物等は検討をさせていただくわけですが、例年、そういった団体、いろんな団体に出させていただくということで、できるだけ違う団体に出させていただこうということで、ことしはちょっと雨で花火だけになったんですが、実は福崎警察署のアトムバンド等にもお願いしておりましたし、新たに八千種でやっておりますストリートダンスのグループがございます。そういった団体にも参加していただくような準備をいたしておりました。

そういう形で、地域のいろんなグループ、たくさんの方に出させていただくことを基本としては考えていただきます。しかしながら、この夏まつりにつきましては、総踊りと花火、夜店というのが案外皆さんに知られて、たくさん人が寄っていただく一番大きなものになっているのかというようなところもございます。

牛尾雅一議員 わかりました。

それでは、最後に、前回の質問のその後ということで、田原、八千種、高岡の幼稚園では、希望者の園児がおられますと、午後、保育目的でしていただいているということです。時間はどれほどの、何時ごろまでということでしょうか。

学校教育課長 午後6時まで実施しております。

牛尾雅一議員 次に、田尻駐在所裏から播但道西の間の路側帯なり、歩行ゾーンを示す色塗りを行っていただくという件はどのように推移しておりますか。

住民生活課長 警察とも協議をしたり、路側の幅をはかってみたりして、今調査中ということでお答えしておきます。

牛尾雅一議員 これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長 以上で牛尾雅一君の一般質問を終わります。

次は、4番目の通告者は志水正幸君であります。

1 兵庫県西・北部（佐用町等）の集中豪雨を視て、今後の対策について

2 介護保険制度について

以上、志水議員、質問席へどうぞ。

志水正幸議員 議席6番、志水でございます。議長の許可を得て、通告により質問させていただきます。

今回の兵庫県西・北部、特に佐用町でございますが、集中豪雨によって多くの方々がお亡くなりになりました。心からご冥福を申し上げます。

また、口で表現することが非常に難しいほどの悲惨な被害が発生しております、一日でも早く復興され、以前のような元気なまちに戻られることを祈っております。

そこで、今回の災害を踏まえて、以下数点の質問をいたします。

今後、この福崎町にこのたびの佐用町と同じ程度の豪雨があったとすれば、本町の現在の対策は十分機能するのでしょうか。また、住民の安全は確保されるのかと危惧をいたしております。この福崎町でも8月2日に観測史上最高の時間雨量にして69.5ミリの集中豪雨がございました。もう少し長く降っておれば、今回のような災害が発生したかもわかりません。

そこで、今回の災害を教訓として、町としてどのような対策をとられましたか。

例えば、町として早速に危険箇所を点検するとかすれば、さすがに福崎町の動きは早い、町民の安全・安心を第一に考えているとの評価があると思うのですが、何か対策をとられたかどうかお尋ねいたします。

まちづくり課長 まず、対策ですけども、まず1番は、農地または土木災、道路等の災害が発生しました。取り急ぎ、まずはそういった箇所を早期に復旧するために事務手続を進めておりますし、一部で緊急を要する箇所については工事を進めているところでございます。

当然、山、河川、道路、いろんな危険箇所があるんですが、その分についてもパトロールを強化して、その後の状況について把握しているところでございます。

志水正幸議員 今回のような豪雨がこの福崎町で降ったと想定した場合に、この地域防災計画、非常に立派な赤本でございましてけれども、この中に登載されています河川、ため池、また山崩れなど、こういった箇所ですと十分だとお考えなのかどうか、この中には河川、水路は10カ所、ため池4カ所、山腹崩壊21カ所、崩壊土砂流出が25カ所、急傾斜崩壊地76カ所、土石流の危険溪流は32カ所となっておりますが、この掲載された内容で、今の段階では安心だとお考えなのかどうかお尋ねいたします。

技 監 想定しております災害につきましては、百年に一度起こる程度の大雨というふうなものを想定しておりますので、その範囲ですと、今上げましたようなところが危険箇所になっておるんですけども、このたびの佐用町でありましたような、その想定を超えるような災害が起きた場合には、さらに今想定している以外のところでも危険な箇所が発生してくるものと思われております。

志水正幸議員 そうしますと、この地域防災計画とか、あるいは水防計画なりに掲載されてます危険箇所、これについての最新の追加とか、あるいは変更の時期はいつごろだったんでしょうか。お尋ねします。

住民生活課長 この見直し等については、出水期の前に水防・防災の合同会議を開催しております。その中で協議等を行っていただいて、見直し等も検討していただくというふうになっております。

志水正幸議員 最新の変更された時期をお尋ねしてるんですけど、わかりましたらお願いいたします。

住民生活課長 6月に開催はしておりますが、まだ変更等はしておりません。県と協議して進めていきます。

志水正幸議員 ことしも6月4日と17日に県土木事務所等と合同でため池等のパトロールをされておりますけれども、たしか、ため池4カ所だけのパトロールだったんじゃないかと思えます。特に、本町はこういった防災計画の中で、危険地域として指定されている、また河川の決壊のおそれのあるような場所、そういったところもパトロールすべきと思いますが、そういう視点で、先ほどここで掲載された危険箇所の最新の更新はいつだったのかという質問をさせていただきました。

今回、佐用町でも、町営住宅から避難所までの間、約200メートルの間で狭い用水路があって、その用水路があふれて、たしか8名が亡くなられ、いまだに1名が行方不明と、その用水路の側溝は20センチぐらいで、のり面を立ち上げますと1メートル半ぐらいの、非常に狭い用水路でもそういう集中豪雨の際には大きな惨事になっております。そういう意味からも、できるだけパトロールを行い、危険箇所を把握して、最新の状態で危険箇所の指定をしていただきたいと思います。

それから次に、2年に1回に水防訓練を実施されておりますけれども、私は災害を想定しての実地訓練というのは非常に極めて重要であると思っております。今

回のような河川等の氾濫で、水防訓練を見ておられますと、土のう積みとか、しがらみくいの工法の訓練だけで、果たしてこういった災害のときには、どの程度の効果が生かされるのか、若干疑問点をもっております。

災害の種別や規模によって、それに応じた訓練を検討されてもよいのではと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

まちづくり課長 お答えいたします。

土のう積み工法としがらみ工法は、水防工法の中でも代表的な工法として掲げられ、最も基本的な工法で、また取得すべき工法でもあります。あわせて、水防団組織の命令、指揮系統などの確認も含め、訓練を行っており、実際の災害における避難誘導指示に生かされるように情報伝達、情報収集の機能強化を含み、訓練を行っております。今後は、それに加え、避難救助を要する災害を想定した訓練を通じ、水防団を初め、自主防災組織も交えておのおのの役割を確認することも必要であると思います。内部での検討や、消防団等とも協議を行い、住民の安全に貢献できるような訓練となるよう取り組んでまいりたいと、このように思っております。

志水正幸議員 土のう積みとかいうものは基本的な工法であるということは十分理解しておりますので、今答弁いただきましたように、避難誘導の訓練でありますとか、あるいは河川による災害救助訓練でありますとか、訓練内容も若干これから工夫を凝らしていただいて、万が一の場合の災害に備えた実地訓練をしていただきたいと思っております。

それから、今回も他の議員からも質問がありましたが、佐用町の今回の避難勧告が遅かったとの意見もあって、災害発生時に町民を安全に誘導する避難勧告のあり方が問われております。災害の状況によっては、自宅待機の指示も検討すべきとの反省があるやにも聞いております。

そこで、本町の避難所の指定でございますが、防災マップを見せていただきますと、特に学校等の公共施設、それから地区公民館がもうございます。災害の種類によって、避難所として安全上の問題はないのかどうか、水害の場合、避難所の近くに氾濫する河川はないのか、その点をお尋ねしたいと思っております。

住民生活課長 防災マップでは、確かに浸水想定区域に避難所が何カ所かあるということで、災害の種別や規模、状況に応じて避難場所の指定等を考えるということにしております。避難所の近くに氾濫する河川とか等の有無については、防災マップの災害想定量に達した場合の避難所の近くで氾濫する河川等がございます。

志水正幸議員 それで、この防災マップを見ますと、土石流の警戒区域の中に避難所としての公民館が5カ所指定ございます。また、がけ崩れ警戒区域の中に公民館が避難所として指定もされています。災害が起きますと、この指定そのものが問題になるおそれもありますので、改めて避難所としての適否を検討されるべきと思いますが、どのように判断されているのでしょうか。

住民生活課長 確かに、防災マップの中に土石流の警戒区域内に避難所となる公民館5カ所等ございます。このことについては、認識をいたしております。避難勧告指示の判断基準となる土砂災害警戒情報が発令された場合には、土石流やがけ崩れなどの土砂災害警戒区域に該当する区民、住民等にはあらかじめ避難経路、場所等について自主防災組織を中心に自治会等、平時から協議しておく必要が当然でございます。また、自治会による災害種別ごとのマップづくり等の作成を今後お願いしていきたいと考えております。

志水正幸議員 あわせまして、土石流とがけ崩れの危険区域内に児童福祉施設と障害者福祉施設がございますので、いずれも避難弱者であることから、特別に配慮すべきと思

いますが、見直しに当たっては、その点も含めて慎重に検討をお願いしたいと思います。

それから、新聞報道によりますと、全国市町村の6割が水害とか土砂災害に備えた避難勧告や避難指示の発令基準を設けていないとのことでございます。本町では策定されているのかどうか。これは全国的に集中豪雨で、避難のおくれから住民が犠牲になったために、避難勧告などの判断をするガイドラインを消防庁が策定をして、それを受けて各市町に策定を求めているものと思いますが、策定はされているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

住民生活課長 本町の地域防災計画の中の風水害対策編の第3編におきまして、避難の勧告指示の基準等について記載をしております。内容をちょっと読みますと、避難勧告、指示の基準として、気象情報及び土砂災害警戒情報等や現場の状況等、総合的に勘案し、河川、堤防の決壊のおそれがあり、町民の生命に危惧が及ぶと認められるときというふうになっております。そこで、地域防災計画上で、具体的な避難勧告と指示基準とするために、内閣府が策定しております「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン等」がございしますが、そういうものを参考にしながらこの地域防災計画を補完できる実効性の高いマニュアル作成に取り組んでまいりたいと考えております。

志水正幸議員 ぜひ早急をお願いしたいと思います。

それから、この地域防災計画、この赤本の中に、地震対策編と風水害対策編がございします。それぞれ予防措置や災害時の対応がきめ細かく記述されておりますけれども、またこれとは別途に水防計画書がございします。災害発生時には一刻を争う緊急事態であることから、今回の佐用町のような大規模な災害が発生した場合に、こういった両計画あるいは水防計画を合わせて三つの計画について、どのように理解して行動するのか、場合によっては戸惑うことにならないか心配するものでございます。その点についてお尋ねしたいと思います。

住民生活課長 水防計画については、水防法第4条の規定に基づいて兵庫県知事から指定された水防管理者団体である福崎町が同法の32条の規定に基づいて町内の河川及びため池の水害に対して、その被害が軽減することを目的としております。

また、今、地域防災計画につきましては、これは災害対策基本法第42条の規定に基づき本町における風水害に対する対応に関し必要な事項を定め、総合的また計画的な防災行政の整備及び水準を図り、防災体制の万全を期すという目的をしております。

また、この両計画は国の所管官庁も異なっておりまして、おのおのの計画に記述すべき項目も根拠法令等がある水防法、災害対策基本法では規定されていますので、両計画を一本化ということでは、ちょっとできかねます。町の方の防災計画は、水防計画を補完するというように規定されております。質問のとおり、当然、両計画を災害発生の緊急事態において的確かつ迅速に対応可能な見やすい内容にしなければなりません。しかしながら、この町の地域防災計画は上位計画である県の地域防災計画に抵触するものであってはならないということで、災害対策基本法で規定されており、県の計画も町の計画と同じで地震対策と風水害対策編の、この両編成で同じとなっております。上位計画に抵触することがない範囲で見やすい計画書になるように、今後努めていきたいと考えております。

志水正幸議員 それぞれの法律に上位法があって、災害対策基本法に基づいて地域防災計画なり、水防法に基づいて水防計画書をつくられていることは理解できるんですけども、実際に、この地域防災計画ずっと見せていただきますと、地震対策編は250ページから成っています。それから風水害についても235ページになって

います。その中で、風水害のことだけとらえていきますと、約8ページから10ページです。95%は、この中の前半の地震編と後半部分の風水害と全く同じ内容なんです。ですから、幾ら上位法があったとしても、もっともっと見やすいような防災計画書をつくるべきではないかと思えます。

それともう1点、これの風水害の最後の章に、爆発事故とか、あるいはサリン事故、航空機事故、そういった突発性重大事故の対策が入ってございます。それらについては、風水害の対策の中に入れるべきものじゃなくして、別の章立てで突発性の重大事故の対応を明確にすべきじゃないかなと思えますが、その点についてお尋ねいたします。

住民生活課長 ただいま議員のご指摘の突発的な事故等につきましては、今後県とも協議しまして、その内容等についてまた検討していきたいと考えています。

志水正幸議員 よろしくお願ひいたします。

それから、ちょっと視点を変えまして、今年の7月に神戸の都賀川で都市型のゲリラ豪雨によって、子ども等5人が死亡した、あるいはことし山口県等でも集中豪雨が発生しております。気象庁はその衛星を利用した集中豪雨予測システムGPS、こういったものを活用すれば、もっともっと早く集中豪雨、1時間から5時間ぐらい前にはそれを予測することが可能だとも言われていますし、また国土交通省でも、今、大型レーダーで雨量を予測していますが、これは集中豪雨を観測することは不可能だと言っております。そういうために、国土交通省では、高精度の、もっともっとレベルの高いレーダーを使って、豪雨の原因となる雨雲の発生の前兆の段階から観測することができると。従来の精度よりは16倍のそういった局地的な集中豪雨を正確にとらえることができると。そのとらえる場所も1キロメートルメッシュから250メートルメッシュと、非常にきめの細かい観測ができると。今年度、そういった高精度のレーダーを設置して、22年から24年にかけて試験運用して、25年から本格運用すると、こういう発表をしています。本町として、そういった高精度のレーダー設置について、今のうちに強く設置要望して、本町の災害を未然に防ぐためのそういう取り組みにも検討されてはどうかと思えますが、その点のご見解をお願ひいたします。

技 監 議員お尋ねの高精度、新しい手法の件ですけれども、現在におきましても、気象庁が発表しております気象レーダーを用いた降雨予測というのは1キロメッシュ単位で6時間先まで予測を行う、降水短時間予報と申すものと、それと1時間先までを10分単位で予測する降水ナウキャストという、2種類がございます。これらの情報はインターネットで公表されていますほか、県ではこの情報に基づきまして、河川の水位ですとか、土砂災害の発生の予測を行うシステムをとっておりまして、避難勧告等の判断材料として町にもこの情報提供を行っているところでございます。

議員ご指摘のように、そういった状況ではございますけれども、今年の神戸の都賀川の増水事故のような、ごく局地的な豪雨災害の予測はできなかったという問題が発生いたしました。

そこで、気象庁と国土交通省では、それぞれ局地的な豪雨の予測という取り組みを今始めております。気象庁では、GPSに使う人工衛星から出された電波、これが空気中の水蒸気が多いほど地上へ到達する時間が遅くなる、そういう特性を利用いたしまして、積乱雲が発達する時間と場所を予測する手法を研究いたしております。平成23年度に更新予定しておりますスーパーコンピューターを用いて局地予報のモデルの開発を目指しております。

それと一方、国土交通省では、3大都市圏を中心といたしまして、従来気象庁

と同じようなCバンドレーダーというものを使っておりましたが、より精度の高いXバンドレーダーというものを今年度増設いたしまして、平面的なデータではなくて、3次元、高さ方向もとらえるデータとして、雨雲の発達段階から予測し、局地豪雨を予測することを、これら来年度から試験運用を開始すると、今議員ご紹介のあったとおりです。

近畿圏では、4基のXバンドレーダーが増設されることとなっております。250メートル程度以下の分解能を有する範囲というのは、半径60キロとされておりまして、近畿圏で最も西に設置されますのは六甲山でございますので、そこからですと、福崎では若干その所定の精度には達しないかと思われるところであります。兵庫県では、来年度からの試験運用、平成25年度から本運用ということでございますけれども、25年度までに、実際設置してみても、その予測の精度でありますとか、それと情報が現場へ届かないことには何の意味もございませんので、現場へどのように周知するのか、その周知するシステムにはどの程度のお金がかかるのかと、そのあたりの効果を検証した上で国土交通省との連携を判断することとしております。

ですから、町といたしましても、県の検討結果を踏まえて、新しい予測技術を有効利用する方向で情報収集いたしまして、レーダー増設の要望という点につきましても、そこらを踏まえた上で判断してまいりたいと考えております。

議 長 志水正幸君の質問中でございますが、しばらく休憩いたします。再開は、13時といたします。

◇

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

志水正幸君の一般質問を続けてまいります。

志水正幸議員 それでは、引き続き質問をいたします。

午前中に答弁いただきました災害関係の高精度のレーダーの話でございますが、先ほどの答弁では、国土交通省はもう今年度の兵庫県での設置予定4カ所決定との答弁でございました。県西部では六甲山が一番西に当たるということで、本町には非常に効果が薄いかもしれないというような技監の答弁でございましたが、これから先、もし増設の話がございましたら、西播磨の中に、できればこの福崎町にそういった精度の高いXバンドレーダーの設置要望を強くお願いしたい、これも要望でとめておきます。

引き続きまして、2点目の介護保険制度について質問させていただきます。

ことしの4月に見直されました介護保険の認定基準が10月から再び改正されることになってございます。これまでより軽く認定される傾向があるということが改正の理由でございますけれども、いずれにいたしましても、半年間に2回もの認定の基準が変わるということは、利用者や現場の職員が混乱しないのかと心配をいたしております。当然、介護の状態どおりに正確に認定されるということが一番肝要でございますけれども、同じ程度、介護度であれば、同じ水準のサービスを受けるべきであって、地域によって、または保険者によってサービスに差があつてならないのは当然のことでございます。

いずれにいたしましても、国が制度の改正をしているわけでございますが、保

険者としても適正な運営をする責務はあるものと思いますが、ご所見をお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 ご指摘のとおり、介護認定基準につきましては、本年の4月に改定をされたわけですが、またそれ以後、10月に判定基準が修正されるということになりました。現場での混乱はないのかということでございますけれども、被保険者には判定基準は修正されますが、内容については変わっておりませんので、特に大きな影響はないと聞いております。

また、経過措置も設けられておりますので、本人の希望に基づいて従来のサービスが使えるという点では混乱等、苦情もございません。

調査する方の調査員でございますけれども、今国が研修会の開催や、テキスト等でいろいろ周知に努めておりまして、今後対象者にもそういった内容の説明を同封して、混乱のないように努めていきたいと思っております。

また、地域差があってはならないということでございますが、もちろん認定サービスや、サービス事業所においても国によって定められた内容で行っており、基準どおり実施しておりますので、特別な地域差というものはないと思っております。町の責務ということでございますが、町としましても、ケアマネジャーやサービスの事業所に適切な指導を行いまして、サービスの需要に見合った供給ができるように努めております。

志水正幸議員 それではよろしくお願いいたします。

次に、特別養護老人ホームに入所を希望される方、希望していても入所ができない待機者が、現在、おられると思っておりますけれども、待機者にあっても、できることなら、在宅介護で頑張っておられる方が大半だと思いますけれども、その介護の期間が長期化すればするほど、やはり限界というものがありますので、精いっぱい頑張っておられても、最終的にやはり施設でお世話になる方々もたくさんおられると思うんですが、今現在、待機者はどの程度おられるのか、またその待機者の解消方策について何か対策があるのかお尋ねしたいと思っております。

健康福祉課長 特別養護老人ホームの待機者数につきましては、この6月に兵庫県全体で調査がございました。福崎町の被保険者のうちで待機者数は64人となっております。そのうち、入所の必要性が高いという方は7人いらっしゃいます。それと、待機者の解消や、その対策でございますけれども、施設の新設等につきましては、県内での調整もあり、なかなか見込めない状況でございます。対策としましては、在宅で継続して介護ができるような支援をすることが大切と思っております。介護者のための支援、また在宅介護手当の支給もしております。そういった任意事業の充実に努めてまいりたいと思っております。

また、そういったサービス事業所の整備・充実も必要でございます。現在、町では地域密着型のサービスの事業所を募集して、整備に努めているところでございます。

志水正幸議員 平成12年度の本町の高齢者、いわゆる65歳以上の方は、12年度は3,830人、平成20年度には4,393人で558人の増加でございます。また、特別養護老人ホームはサルビア荘1カ所のみ、片や療養型医療施設が平野病院、城谷医院、ミナミ整形外科の3カ所ございますが、その3カ所についての入所者数、おわかりでしたらお教え願いたいと思っております。

健康福祉課長 介護の療養型医療施設でございますが、定員数はそれぞれございますが、町内の方で利用されております人数は、3医療機関の合計で、20年度の月平均24人というような数字でございます。

志水正幸議員 その療養型医療施設が平成23年度に廃止されると、その廃止に当たっては、

福崎町のゴールドサルビアプランを見せていただきますと、他の施設に移行に努めるという記述がございます。現在も入所ができずに64名の方々が待機者でおられますし、その3施設は今後療養型医療施設から、例えば医療系の老健施設なり、特別養護老人ホームになるのかどうかわかりませんが、他の施設に移行されるときに、将来のそういった方々の入所者の需要というものをしっかりと把握していただいて、移行がスムーズにいきますように、ひとつご検討いただきたいと思いますが、そのあたりのご見解をお願いいたします。

健康福祉課長 療養型の医療施設の廃止は今言われましたように、第4期の計画、平成23年度末で終わるわけでございます。その病床は、医療の病床に転換されるわけでございます。また、老人保健施設とか、グループホーム、また有料老人ホームと、そういった施設に転換がされるように、いろいろな、県も事業をしております。できる限り、今町内で聞いております医療機関につきましては、転換は医療型の方の療養に転換する方向であるというようなことは聞いておりますので、今後ともそういった支援をしていきたいと思っております。

志水正幸議員 老健型の医療施設等に移行されるということでございますけれども、そのときには将来を見据えたその需要数というものをしっかりと把握していただいて、必要な定員数の確保をお願いしたいと思います。

それから、介護保険の従事者の離職率というのが非常に高いと、したがって、それぞれの事業所での人材の確保が困難というようなことを言われています。そういったことから、平成20年の10月に介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策としてことしの4月から介護報酬の単価が平均3%改定されました。それから約半年間経過しておりますが、その結果、介護従事者の人材確保というものは、達成できたのでしょうか。また、厚生労働省は、平成21年度、今回の補正予算で介護職員の処遇改善として、ことしの10月のサービスから月額1万5,000円の賃金引き上げを予算措置されており、これは国とか県からの国保連合会を通じて、直接事業者に交付されるものでございますから、それだけに期待は大きいものと思います。

これらの改善で、従事者の確保と適正な介護サービスの提供というものはより可能になるのか、どのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 介護従事者の離職率が高いものがございます。平成21年度の介護報酬の背景には、そういった介護従事者の離職率が高いということと、人材確保が困難であるといったような状況で3.0%の報酬改定が行われました。趣旨は、介護従事者の処遇改善に資するよう、ひいては利用者の質の高いサービスを安心して利用できるようにすることでございます。しかし、報酬改定の引き上げによりまして、一律に介護従事者の賃金を引き上げるというのではなく、専門性やサービスの特性に応じて評価を行って、職員の研修とか、従事者の処遇改善に努めるものでございます。報酬改定による給与改善の検証もなかなか難しいものがございます。人材の確保につきましても、今はまだはっきりと確認はできておりませんが、確保がされるものと期待をしております。

それと、10月から介護職員処遇改善交付金というものが事業所に直接資金の交付が行われます。これにつきましても事前に計画を申請して、事業の改善についても報告をするということになっておりますので、直接給与改善に結びつくものと思っております。

志水正幸議員 報酬単価が上がったとしても、従事者の給与改善に、直接上がったかどうかの検証というのも非常に難しい面もございますが、多分、県の施設監査等にゆだねるべきものだと思いますけれども、機会をとらえられて、できればそういった効

果についても把握をしていただきたいと思います。

それから、介護認定を受け、介護事業者から認定に応じたそういったサービスを受けた場合に、そのサービスの質と必要な量が確実に提供されたかどうか、そういった点についても、なかなか検証することが難しい問題であろうかと思いますが、他の都市では、第三者機関を設置して、そのサービスに、十分な介護サービスができたのかどうかということの評価している、そういう機関を設置しておるところもございますが、本町としてはそういったサービス提供、量、質等の把握はどのようにされているのかお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 介護サービスの提供の検証についてでございますが、現在は地域密着型の認知症対応でありますグループホームにつきましては、年1回以上兵庫県が認証します評価機関の実施する第三者評価を受けて、その結果を公表するということが義務づけられております。

そのほかの事業所につきましては、第三者評価というものの義務づけはございませんが、公表制度というものが義務づけられておりまして、県指定の調査機関によりまして、利用者のニーズに応じた選択に資する情報の提供というものを義務づけられております。

町としましても、介護サービス給付の通知を年4回、またプランが利用者の本意に基づき、自己実現を目指して作成されたものか、その提供方法が効果的かどうかを見るために、ケアプランのチェックを行っております。

また、介護サービスの現場に相談員を派遣しまして、利用者の疑問や不満、またその不安の解消を行って、サービスの質の向上と、適正な介護サービスの提供に努めておるところでございます。

志水正幸議員 そうしますと、認知症の場合に限って県が設置する第三者機関でそういった評価をされているというご答弁だったと思いますけれども、その認知症以外の施設サービスや、あるいはその他のヘルパーさん等の在宅介護サービス等についても、当然そのサービス内容がどうであったというような評価が必要だと思いますけれども、今後、例えば郡内、あるいは他の近隣の町と合同で第三者機関を設置して公平なサービスの提供に努めるとか、そういったお考えはあるのかどうか、お尋ねいたしたいと思います。

健康福祉課長 今のところ、そういった動きはございませんけれども、今後必要であれば、研究して、郡内等でそういった機関を設けるといようなことも検討していきたいと思っております。

志水正幸議員 よろしく願いいたします。

それから、高齢者の増加によって介護保険財政というものは非常に年々増加の一途でございますけれども、本町でも介護保険を受ける状態になる時期をできるだけ先送りするように、あるいはなっても、より軽い程度の介護の状態になるようにということで、高齢者が少しでも長く元気で過ごせるように介護予防事業として、事業名でいいますと、地域支援事業を積極的に展開していただいております。このことにつきましては高く評価しているところでございますが、具体例といたしましては、地域ふくろうの会、あるいはふれあい喫茶、男性の料理教室等々でございます。そういう事業を通じながら、介護の状態を少しでも先送りすることが重要でございますので、それ以外の事業でも、例えばグラウンドゴルフでありますとか、あるいはゲートボール、あるいはウォーキングなども介護予防としての、そういった事業対象にできないかどうか、お尋ねしたいと思います。

こういった事業につきましては、先ほどの介護予防のことも申し上げましたけれども、高齢者自身の外出支援にもつながりますし、あるいは高齢者自身の生き

がい対策事業にもなります。非常に効果が大きいものと考えます。

なおかつ、あえて言うならば、そういう事業を通じて、医療保険の疾病予防としての、医療費の削減にもつながりますので、ぜひ1事業年間3万円の補助で、先ほど申し上げたような事業を展開されておりますけれども、最少の経費で最大の効果を得るために、大変重要なことであると思いますので、ぜひそういった、先ほど申しましたような事業も対象事業に加えていただき、またこれら以外に何か新しい、そういった事業の拡充のお考えはあるのかどうか、あわせてお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 介護予防事業につきましては、要介護状態になることを防ぎ、また今言われましたように、疾病予防にも効果があると思っております。今年度より、地域介護予防事業としまして、介護予防を多くの方に取り組んでいただくために、身近な地域で自主的に取り組んでいただき、その活動が継続して実施していただけるよ

うにということで補助金を交付しています。
地域の活動としまして、自治会長さんの承認をいただける活動ということ的前提としております。今言われましたグラウンドゴルフ、ゲートボール、また歩こう会といったものがございますけれども、運動機能の向上や閉じこもり予防に非常に有効な活動だと思っております。ただし、この補助金に対しましては、他の補助金を受けている活動については対象外としております。例えば、グラウンドゴルフ、ゲートボールなどと、それぞれ体育協会の部会として位置づけられてお

りまして、協会からの補助金の交付もありますので、対象とはしておりません。
それと、新たな事業ということでございますが、今のところ特別には考えてはおりませんが、地域ふくろうの会、ふれあい喫茶に限定しているわけではございませんので、今後新しい事業があれば、目的を持って、行動であれば対象にしていきたいと考えております。

志水正幸議員 グラウンドゴルフにつきましては、その補助金の運営要綱か何かで、他の補助金が出ている場合については、事業としては認定しないというような趣旨だと思

健康福祉課長 体育協会と調整はしておきたいとは思っておりますけれども、原則ゲートボールとか、グラウンドゴルフ、各自治会まで補助金が届いているかどうかというのはわかりませんが、体育協会が育成して、指導されておりますところを見ますと、そういった補助金、そこからの補助金というのを期待していただけたらと思

志水正幸議員 くだいようでございますけれども、そういった事業につきましては、本当に介護予防の事業として重要な事業でございますので、グラウンドゴルフも含めて、また他の新規事業も含めて効果のある事業につきましては、できるだけ補助対象として、福崎町の高齢者がいつまでも元気で活躍されるように、切望しておりますので、ご検討をお願いして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議 長 以上で志水正幸君の一般質問を終わります。

次は、5番目の通告者は難波靖通君であります。

1 表彰について

2 前回質問その後について

以上、難波議員、質問席へどうぞ。

難波靖通議員 議席番号7番の難波靖通でございます。通告順に従い、一般質問をいたします。今回の質問は、議長から紹介のございましたように、まず表彰、2点目としては、前回の質問その後ということで、水防とインフルエンザについて質問をいたします。

まず、1点目の表彰についてでございますが、当町におきましては、文化であるとか、スポーツ、また善行、善い行いと、こういったものに対して表彰が行われております。非常に喜ばしい限りだと思います。

今回の質問は、この表彰に対して異議を申し上げるものではございません。どんどん進めていきたい、こういった内容になろうかと思えます。

まず、1点目の福崎町スポーツ功績賞についてお尋ねをします。

平成7年12月7日付、教育委員会告示第5号で制定され、そして平成11年4月1日付、教育委員会告示12号で改定され、現在運用をされているところでございます。

本年7月に開催されました全国中学校体育大会、全国中学校陸上大会、こういった大会に当町の中学生在が多く出場し、大変、活躍されました。非常に喜ばしい限りでございます。日ごろの努力に敬意を表するとともに、それを支えていただきました学校、保護者、関係者各位の皆様にも感謝を申し上げたい、このように思います。

その中であって、非常に好成績をおさめられましたこと、これに対してもお祝いを申し上げたいと思えます。

こういった活躍に対して表彰をすべきでないかと、こういった意味から質問するものでございます。

各論に入りますが、平成21年度全国中学校体育大会陸上に参加された選手は、何名か、学校名、男女別、参加種目等について説明を求めたいと思えます。

社会教育課長 今回の全国中学校体育大会の陸上の部でございますが、東中から女子4名が参加をいたしております。3年生が3名、2年生が1名でございます。種目につきましては、4種競技、4種競技といえますと100メートルハードル、走り高跳び、砲丸投げ、200メートル走となっています。それと、100メートルハードル、この両方に参加した選手が1名います。あと、100メートルハードル、200メートル、4種競技、それぞれ1種目ずつ出場をいたしております。

難波靖通議員 表彰規程からいきますと、福崎町スポーツ功績賞交付要綱の中の第3条、表彰の範囲というものがございます。まず、1として、権威ある国際大会に選ばれた者、2.権威ある全国大会に入賞した者、3.権威ある全国大会に選ばれた者、4.権威ある県大会以上の大会において優勝した者、または小・中・高・大学新記録、タイ記録を樹立した者、その他教育委員会が特に必要と認めた者、6項は省略いたします。この項からいきますと、権威ある全国大会に選ばれた者、第3項に該当するような選手ばかりではないかと思えますが、この表彰に向けての社会教育課としてのお考えはどのような状況でございますか。

社会教育課長 今回の東中学校の4名につきましては、今、議員さんが紹介をしていただきました権威ある全国大会に選ばれた者ということで、4名ともその功績賞の資格としては十分持っておられると思っております。

難波靖通議員 この4名の中には、もう既に町の功績賞を受賞された方がおられます。これからいきますと、過去の成績よりも上位である者については、再度表彰するというような規程もあるわけでありましたが、これからいきますと、同じ表彰を2回受け

るとということについては、いささか疑問があります。やはり、2回もらうならば、今回は優勝、そしてそれも中学新、大会新、こういったすばらしい成績を上げておられるわけですから、このような方に対しては、同じ賞を与えるということは、やはり失礼になるのではないかと、もう少し町としても考えるべきではないのかと、このように思うんですが、いかがでしょうか。

社会教育課長 ご指摘のとおり、今回、藤本奈那さんでございますが、平成19年度に功績賞を受けておられます。今回は、今、議員さんがご指摘のとおり、先回より上位の成績ということで、功績賞で表彰をさせていただくような方向で考えております。

ただ、また上位の表彰をというところでございますが、この上位の表彰につきましては、今回、東中学校から4名参加があったわけなんです、特に1人だけを、功績賞につきましては、小・中学生が案外多く表彰を受けられるわけございまして、そういった小・中学生が表彰を受ける中で、余り格付をつけるのはどうかというところもございまして、また、東中学校の顧問の先生からも、やはり長い間、子どもたちが苦しい目をして練習をしてきた、その成果で1人の方がこういった新記録を出されたということで、できれば、そういった1人だけを特別扱いをしないでほしいというような意見もあるわけございまして、この分につきましては、十分検討をする必要があるのではないかと考えております。

難波靖通議員 平等の精神かどうか知りませんが、優勝して、それも中学新ですよ、大会新記録です。ほかの方の3名の成績はそしたらどうなんですか。

社会教育課長 この分につきましては、初め、議員さんが紹介いただきましたスポーツ功績賞の要綱第3条にございまして、その中には、権威ある全国大会に選ばれた者というものがございまして、また、その中には小・中・高・大学新記録を樹立した者というものもございまして、まさにこれに当てはまるものでございまして、これはこれで功績賞に対応できるというふうに考えております。

難波靖通議員 言わんとするところはそこなんです。同じ3条で、同じくくりにするから矛盾するものが出てくるわけですね。権威ある国際大会に選ばれた者と、国内の全国大会に出た者が同じというのが果たしてこれが正しいのかどうか。中学新記録や、そういった大会記録を出したり、そういった人が参加しておる、それじゃあ、優勝や2位、3位決める必要ありません。やはりそれ相当の表彰をすべきであると思うんです。この条文の中で、私が思うのは、やはり権威ある国際大会に選ばれた者と、そして小学校・中学校・高校・大学新記録、タイ記録を樹立した者、これはやはり特別功績賞か何かに移して、そして条文整理すべきですよ。その考えについて、どのようにお考えですか。

社会教育課長 実はこの要綱の中でもございまして、表彰範囲は、今言いましたように、県大会から国際大会までと、非常に範囲は広いんですが、要綱の設置目的としましては、町のスポーツの振興を図ることが第一の目的となっております。賞自体に優劣をつけるというより、いろいろなスポーツの分野で頑張られた方に賞を送るというところに意義があるというふうに考えたいと思っております。

難波靖通議員 そういうことからはいきますと、何も2回表彰する必要ありませんよ。1回でいいんですよ。教育長、どのようなお考えですか。

教 育 長 中学日本新記録で優勝ということからすれば、同じ表彰状、同じ盾をもらうというのは、議員の言われるように、必要ないかとは思いますが、私、高等学校でいろいろ経験しておりますと、このような選手がいっぱい出てくるんですね。1年生のときに、新人戦で全国優勝と、2年生でまた新記録で優勝、何回も何回も同じような成績を残す生徒がおります。その都度、どういうふうな表彰をするかといいますと、市でも、学校でも、県の教育委員会でもありませんでした。

1 回だけの表彰でありました。ということからすると、今、課長が申しましたように、特別な表彰をこの子に対して新たな規程を設けてすることについて、どんなもんかなという気はしております。ただ、心情的にはよう頑張ったんで、何らかの褒美はしてやったらいいんじゃないかと思うんですが、新たにこの規程を設けて特別の賞をつくるということについては、慎重に考えなければいけないと思っております。

難波靖通議員 今、教育長は、こういった生徒はたくさんおると、高等学校の時分にはそういう子どもがたくさんおったというような話ですが、福崎町にこのような方は過去何名おられたでしょうか。

社会教育課長 スポーツ功績賞の方につきましては、実際の人数については把握をしておりますが、私の知る範囲でも3名程度の方が2回、3回と受賞をされております。

難波靖通議員 このような中学新記録で優勝したとかね、そういった方が何名福崎町に過去におられたのかということをお尋ねしとるんです。

社会教育課長 先ほどの新記録ということでございますが、実はこの4種競技というのは、平成16年に新たにできた競技でございます。以前、それまでは3種競技というのがあったわけなんです、この16年からできたというところで、歴史は中学の大会では新しい競技にはなっておるかと思えます。そういった中で、他の方が今まで新記録で優勝されたというのは、私の福崎町の中でそういう方がいらっしゃったというのは、記憶はございません。ただ、当然、ご存じのように球技大会等につきましては、それぞれ全国大会でバレーボールジュニアが優勝されており、これは陸上とは違いまして、これら新記録と表示されない競技もあるわけでございます、そういった全国大会で優勝されているようなスポーツ競技も何件かはあると記憶いたしております。

難波靖通議員 新記録優秀競技者一覧というようなものもありまして、混成競技優秀競技者、ウィッシュマン賞ですか、これを今回藤本奈那さんが受けておられますね。そういったことを考えますと、広島であった男子駅伝が全国優勝した時、東中の生徒が代表でありました。近畿で2位になって、全国で1位になったというような、これは私の記憶誤りがあるかもわかりませんが、最近ではそのようなことがあったんじゃないかなと思えます。

そういったことから考えますと、やはりそういった優秀な方、一生懸命努力されておることに対して、やはり敬意を表し表彰するということが私は必要なことではないかなと。特に、お聞きしますと、毎日こつこつと練習をして、そして自分の目標を立てて、先生が指導しなくても自分自身で練習をしておられるようです。だからそういう方でありますので、やはり表彰を、私は特別に考えるべきではないかと思えます。

同じように指導して、そら本人の持って生まれた能力があるとは思いますが、一生懸命、努力をされたということですね。プロ野球の選手なんかでも、イチローなんかでも、夜中に、10時ごろから2時ぐらいまで練習すると、そういう目に見えない、だれも知らないところでの努力が、やはりこういう成績になったんじゃないかと思えます。そういったことも配慮して、今回間に合うか合わないかわかりませんが、こういった表彰のあり方、多少制度疲労を起こしておるんじゃないか。時代とともに、変えていく必要があるのではないかなというようにも思えますので、一度検討をいただきたいと思えます。

このような、選手を指導された指導者の表彰というのも、この規程にはないんですね。指導者表彰については、どのようにお考えかお尋ねします。

社会教育課長 指導者につきましては、福崎町のスポーツ功労賞というのがございます。今回

の場合、東中の陸上部の顧問の高橋先生が指導者として該当するかというふうに考えております。

ただ、今回の分につきましては、学校の業務の一環と、その中のクラブ活動をしているということで、この分につきましては、慎重に対応していく必要がある、また本人とか学校長にも協議をしながら、功労賞の表彰をするのかどうかというのは、協議しながら進めていきたいと考えています。

難波靖通議員 見ておっても非常に一生懸命やられています。駅伝が全国でいい成績を残したときも、町長がよくウォーキングをされておる、あの1.3キロの道を東中の生徒は、男女かかわらず、ずっと何往復も走っていました。そして、先生が自動車に乗って、指導されておる。そういう姿を見ると一生懸命やっておられるんだなという感じを受けました。ぜひともそういった功労賞に該当するのであれば、町としての表彰をしてあげたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。こういった表彰の推薦とかについては、広報等でのPRはされておるんですか。

社会教育課長 スポーツ功績賞につきましては、これはある程度の記録等々は、全国的、県大会等の球技大会でございますので、体育課ではある程度の把握はできることになっております。申請のやり方としましては、まず高校生につきましては、福崎校区の高校、それから小学校、中学校、あとスポーツクラブ、スポーツ協会、スポーツ関係のところへスポーツ功績賞の趣旨を送らせていただいて、申請を待つというような形で進めております。

難波靖通議員 できるだけ広報を十分していただいて、資格のある方については、表彰していくということをお願いしていきたいと思います。

続いて、善行表彰についてお尋ねしたいと思います。

福崎町の善意賞規則は昭和51年5月20日に規則第5号として制定をされております。個人賞はサルビア賞、団体はクロガネモチ賞となっております。表彰の範囲としては、1番が人命救助、2が福祉施設を10年以上引き続き慰問した、3はこれに準ずるもので、一般市民の模範となるような善行をした者と、このようなことになってございます。また、表彰について必要な事項は別に定めると、このような文言がございしますが、この別に定めた内容についてご説明を求めたいと思います。

総務課長 特に定めてはおりません。

難波靖通議員 定めがないということであれば、ちょっとわかりにくいんで、各論でお尋ねをしたいと思うんですが、福祉施設に特に限定をされておるのは、こういった趣旨でございしますか。

総務課長 代表的な施設名を挙げているものだと考えております。

難波靖通議員 代表的なもので、その他のそういったボランティア等で活動しておる者も含むという趣旨ですね。学校施設であるとか、体育施設であるとか、また図書館であるとか、こういったところへもボランティアの方も出ておられると思うんですね。これについても、こういった施設限定ではなしに、ある程度もう少し文言を改正していただく方が、一般的にわかりやすいのかなという気もいたしますので、また検討をお願いしておきたいと思います。

昨今は非常にウォーキング等もたくさんやられておるので、けさも私6時ごろ起きて、田んぼの方へ用事があるって行ってますと、ウォーキングされておる方がごみを拾っておられるんですね。そういった方についても、それが10年やっておられるのか、5年か、1年か、たまたまかというのはわかりませんが、そういった方についても、やはり善意表彰ですか、だれも推薦する者がおらなければ、これはもうずっとやり続けていただいても表彰はできないと、このような

ことになろうかと思うんですけれども、そういった表彰の申請者というんですか、これは今どのようなことになっておるんですか。

総務課長 推薦をしていただく方法をとっております。具体的には各区長様、各課長、社会福祉協議会へ推薦を依頼しているところでございます。

難波靖通議員 そうしますと、そういった団体なり、そういったところの長ということですか。そうしないと、たまたまそういうことを確認した人が、あの人ずっとこうやってやでと、区長さん申請したってくださいなというようなことで申請が初めて行われるということですね。確認した人が書いて、あの人一生懸命やっとなってやから、申請お願いしますよというのはだめだと。区長さんなり、そういった団体の長が申請をするということですか。

総務課長 先ほど申し上げましたように、村の代表者であります区長様でありますとか、それから各分野を担当しております町の課長、あるいは社会福祉協議会などの推薦が必要ということにしております。

難波靖通議員 そうしますと、これについても、そういった受け付けがいつで、いつまでに申請してくださいよというようなものは、文書配布なり、また町の広報等が行われておるんですか。

総務課長 表彰の時期なんですけれども、4月中旬に各区長様、各課長、それから社会福祉協議会等へ推薦の依頼文書を出しているところでございます。

難波靖通議員 これについてもできるだけPRをしていただいて、善い行いが町の中でふえるというような方向で表彰をお願いしておきたいと思います。

以上で1点目の表彰関係についての質問を終わりたいと思います。

それから、前回の質問その後ということで、水防とインフルエンザについて質問をしたいと思います。

水防については、多くの方から一般質問なされました。重複する部分については控えたいと思います。

8月1日にも福崎町では、観測時以来の記録的な集中豪雨があったと、69ミリの大雨を記録したと、このようなことが伝えられております。これに伴う道路や河川、農地等の被害も多く発生をしております。被害の状況については、委員会、本会議等で報告がなされました。これに伴う修理や修復等についても予算措置も行われております。感謝を申し上げたいと思います。一日も早い復旧をお願いしておきます。

この8月1日の水防警報等については、発令されたのか、発令されたのであれば、いつごろ、何時ごろに発令がされたのかお尋ねします。

まちづくり課長 8月2日の集中豪雨でございますが、そのときの水防指令では午前1時17分、水防指令第1号が発令をされております。

難波靖通議員 それは県の方から当町への通報がなされた時間ということですか。

まちづくり課長 そのとおりでございます。

難波靖通議員 その発令されてから町職員並びに水防団の方には寝ずの番をしていただいたと思います。感謝を申し上げます。

その中で、当町においては、避難の勧告等については県からの勧告はなかったのかどうか。

まちづくり課長 県から特にございませんし、避難準備等、町が決定するものでありますが、そういった発令はしておりません。

難波靖通議員 今回の佐用町の災害については、激甚災害というようなことが言われております。当町も観測史上、69ミリという大雨でございます。特にそういった災害に特別なそういうものがあるのかどうか、普通の災害なのか、その辺はどうなん

でしょうか。

産業課長 今回の福崎町の災害の特別災害の適用につきましては、町、県の被害額によって平成21年8月28日付、国の内閣府公報により、災害対策基本法によります激甚災害に指定をされました。指定内容につきましては、6月9日から8月2日までの間の豪雨による災害というような名称がついております。また、この災害につきましての農地等の災害復旧事業について指定がされたものでございます。

難波靖通議員 農地について激甚災害の対象になったと、このようなことであろうと思います。この集中豪雨時に、市川とか、七種川、平田川、そういったところに量水計が設置をされておるわけでありますが、この3河川について警戒水位を超えたのかどうか、その点についてはどうなんでしょうか。危険水位になったのかどうか。

まちづくり課長 危険水位ということで、かなり堤防高近くまで上がった河川につきましては、平田川でございます。それは2日の未明であります。市川につきましては、8月1日、午前中に上流部、神河町、市川町でかなりの雨が降りまして、福崎では全く降っていなかったんですが、そのときに市川だけがかなり水位が上がりまして、そのときの水位が5メートル20センチでございます。そのときは、この水位は特別警戒水位に達したというところでございます。

七種川につきましては、特に危険という水位にまではいっておりません。

難波靖通議員 大貫山田線の中国道の下の道路が低くなっているところの排水ポンプを更新するといった予算が計上されました。排水ポンプの規格を大きくするのかと尋ねますと、大きくなっているという回答でございました。今回、そういった69ミリというような豪雨が降った場合、この排水ポンプでの処理能力としては、対応できるのかどうかお尋ねしたいと思います。

まちづくり課長 この用水ポンプ施設は当時道路公団が建設して、町の方に帰属になっておるものでございまして、当然、計算上は十分な雨量に耐え得るということでありまして、今回は、現場の状況からいいますと、平田川が溢水をしまして、その水が多量にアンダーパスの方に入ってきたものでございまして、ポンプの排水能力を大きく超えていたということで、地元の消防団の協力を得まして、排水をしていただいたということでありまして。

このポンプはかなり老朽化もしております。そのようなことから、今回新たにポンプ2基を新設したものでございます。これについては、緊急を要したものでございますので、現計予算で対応させていただいております。現在、工事も終わっているという状況でございます。

難波靖通議員 そうしますと、6月9日から8月2日の豪雨ということで、災害としての取り扱いについては対象にならない、災害でポンプの入替えをするんだということにはならないんでしょうか。

まちづくり課長 この件につきましては、冠水等もあったわけなんですけど、ポンプ自体が基本的に老朽化ということでありまして、災害には対象にならないということでございます。

難波靖通議員 これも他の議員から少し質問があったかと思うんですが、危険箇所がたくさん水防計画なりの範囲で掲載をされております。そういったものについては、予算の許す範囲において、徐々に改善していただきたい。そして、安全・安心なまちづくりにお願いをしておきたいと思っております。

水防については、以上で終わります。次、インフルエンザ関係についてお尋ねをしたいと思っております。

議長 難波靖通議員の質問中でございますが、しばらく休憩いたします。再開は14時20分といたします。

◇
休憩 午後 1時59分
再開 午後 2時20分
◇

- 議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
難波靖通君の一般質問を続けてまいります。
- 難波靖通議員 続きまして、インフルエンザについてお尋ねしたいと思います。
インフルエンザは、政府の見解では流行期が始まっており、国民の5人に1人が感染し、1日4万人以上が入院、大流行のピークが早ければ今月末にやってくるという見解であります。小さい子どもから大人まで感染をしております。大阪の42歳の男性や、沖縄の24歳の女性は持病がないのに死亡、小学1年生がインフルエンザ脳症で死亡いたしました。全国最年少とのことで、全国で18人目の死亡者であるとのことであります。
最初のインフルエンザの検査では、陰性であっても、症状は急激に進み、高熱が発生する。タミフルは発症から2日以内に服用しないと効果がないと言われております。当町も補正予算でマスクや消毒薬の確保に努められており、高く評価したいと思います。引き続き、商品の確保に努力されたいと思います。
それでは、現状や対策についてお聞き申し上げます。
当町の7月、8月、9月の感染者の数は把握をされておりますか、わかればお願いします。
- 学校教育課長 当町の感染者の状況ですけれども、7月が3人、8月が13人、9月がきょう現在で49名という形になっております。なお、この数字につきましては、7月時点では新型インフルエンザ、8月、9月については、A型インフルエンザになっております。
また、7月24日からこの数字の取り扱いが県の方で変わっておりまして、7月末以降につきましてはPCR検査なり、また集団発生と医師が判断した場合において報告されるという数字になっております。今現在申し上げました数字につきましては、学校関係でつかんでおる数字と、県が公表した数字でございます。
- 難波靖通議員 この数字は、一応小学生、中学生の感染者数ということでございますね。
一般市民の感染者数については、把握をされておりますか。
- 健康福祉課長 一般市民につきましては、今、学校教育課長の方が申しましたように、7月24日から医師の報告義務がなくなり、また、PCR検査を行っていないということで、兵庫県からは一般の感染者の数字は報告はいただいております。
- 難波靖通議員 それでは、小学生、中学生、感染者が発生した過程において特に行政から指導された内容があるのかどうか、また感染防止について指導されているのかどうかお伺いします。
- 学校教育課長 感染者に対しましては、主治医の指示に従うことを大前提に、自宅療養中につきましても、マスクなり手洗い等の予防策の励行、家族も含めて他人との接触をできるだけ控える。十分な休養とバランスのとれた栄養ある食事をするようにといった指導を周知させていただいているところであります。
- 難波靖通議員 行政においては感染が広まらないといった対策を十分にお願ひしておきたいと思ひます。
また、休校については、県の指導により対応するというところで、前回は学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖等の大まかな内容がございました。今回、田原小学校において休校というような事態が発生いたしております。これについては、こうい

った県の基準に基づいて休校をされたのであろうと思うんですが、その経緯等についてお尋ねをしたいと思います。

学校教育課長 運動会明けから全学年通して感染者がふえてきているという状況を踏まえまして、校医と相談の上、県の基準にも沿った形で教育委員会と協議をし、最終的に学校閉鎖という形で対応をとらせていただきました。

難波靖通議員 感染者がふえた原因については、特に分析をされておるんでしょうか。

学校教育課長 今現在のところ、分析というところまでは至っておりません。

難波靖通議員 神崎郡内では、休校なり、学級閉鎖、学年閉鎖等の発生状況はどのようですか。

学校教育課長 現在、郡内で休校措置をしているところはないと聞いております。先日、姫路市立香寺中学校が学年閉鎖をしたというような新聞報道もございましたが、そういった状況でございます。

難波靖通議員 田原小学校で、休校となっておるんですが、学校の中で、感染予防の対応は、今どのようなことが行われておりますか。

学校教育課長 学校におきましては、消毒液を配備しまして、感染予防のための手洗い、うがい等の励行を進めるとともに、また家族に感染者がいる場合は、医師に相談、またあわせて学校へも連絡を受けるといった対応をとらせていただいております。

難波靖通議員 テレビ等を見ていると、特にドアの取っ手の消毒であるとか、トイレでの手洗い後のタオルを共用しないとか、いろいろな対策がとられているようでありますが、できるだけそういった対応をしていただいで、感染拡大防止をお願いしたいと思います。

それと、運動会以後にふえてきたという状況ですが、田原小学校では、運動会当日のインフルエンザによる不参加者は、大体何名ぐらいだったんですか。

学校教育課長 運動会の欠席者は、インフルエンザによる者は4名、発熱等があり、後にインフルエンザA型であるということが判明した者が3名、合計7名が欠席いたしております。

難波靖通議員 私どもの八千種小校区でも、インフルエンザに感染して、運動会を欠席した経緯を聞いてみますと、今、屋台の練習がございまして。そこへ中学生が来て、その中学生が保菌者であったのであろうと。そして、その中学生とたまたま練習を一緒にした中の1名が感染をしたというようなことがわかっております。そういったことからいきますと、これから、秋祭り等もあるわけで、子どもたちが集まって、そういう機会も非常に多いと思うんです。感染者が1名や2名おっても、そういった行事はやっていくべきではないかなという思いもするわけです。

今の田原小学校の情報は、他の小学校、中学校にも行っておるんでしょうか。

学校教育課長 各学校の方へは田原小学校の感染状況等は連絡させていただくとともに、感染予防の周知徹底を図らせていただいております。

難波靖通議員 今回、昨日の何時ごろに休校の通知がされたかわかりませんが、通知については、前もお聞きすると、前回の6月の一般質問のときにも、そういった保護者の情報網を通じてお知らせをするというようなことであったかと思うんですが、今回、そういった休校の保護者に対する情報提供はどのような方法で行われたんでしょうか。

学校教育課長 学校から学校役員に連絡をさせていただき、学校役員から各部落の保護者に連絡をしていただいたような状況でございます。

難波靖通議員 スムーズな連絡がきちっととられたのかどうか。家に不在とかいうような状況で、そういうトラブルなり、戸惑い等もあったかと思うんですが、その点についてはどうですか、その結果は。

学校教育課長 今朝、学校長と話させていただいたんですが、特にそういったトラブルの内容

については、話としては出てまいりませんでした。

難波靖通議員 それと、一般的な話になるわけではありますが、以前は、インフルエンザかどうかわからないという場合、熱のある方は保健所へ連絡して、保健所の指示に基づいて病院を選び、そこで受診するという説明であったかと思うんですが、最近では、直接、医者へ行って診察を受けることが可能になったようなこともお聞きするんですが、熱のある方の診察についてはどのような方法で行えばいいのか、お願いしたいと思います。

健康福祉課長 兵庫県では、7月24日から受診体制が充実しております。その中で、以前は保健所の発熱相談を経由しておりましたが、以後は経由をせずに直接の一般医療機関で受診ができるという体制になっております。

難波靖通議員 前はそういう発熱の病院でないといけないということであったんですが、今は普通の開業医であればどこでもいいというような状況ですか。

健康福祉課長 インフルエンザ専用外来が以前はございましたが、今は、インフルエンザの届出を保健所にしまして、届け出られた医療機関では自由に診療ができるということになっております。

難波靖通議員 町内で届出されている医院を把握されておりますか。

健康福祉課長 福崎町では7つの医療機関がございます。

難波靖通議員 7医院においてインフルエンザの処置をお願いができると、このようなことでございます。それと、妊婦の方が、妊娠中や出産時にインフルエンザ等に感染したというような場合は、産科でそのまま見てもらえるのか、またそういった医療機関で診てもらおうということになるのか、その辺はどのような状況になりますか。

健康福祉課長 妊婦の方でございますけども、これも国から画一的に指示が出ているわけではございませんが、日本産婦人科学会の方では、一般病院、内科で受けていただきたいというようなこともございます。ただし、重症の場合を除いては、分娩や陣痛などがあれば、かかりつけの産婦人科を受診していただきたいということになっております。

難波靖通議員 季節性インフルエンザと新型インフルエンザの違いは、肺で増殖するかどうかというようなことでございまして、急に発熱するということのようにです。そうしますと、早く処置をしないと、重症に陥るといったことが言えるのではないかなと思います。検査も、いろいろな方法があり、新しく開発された方法もあるようですし、15分ぐらいでインフルエンザに感染したかどうかというのはわかるとも言われております。そういった中で、感染して直ぐに検査を受けて陰性であったのに、その後、ウイルス菌が激しく増殖して陽性になって手当がおくれるといったようなことでございました。こういった場合、検査で陰性の場合も、タミフル等について、医者から投与していただけるのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

健康福祉課長 基礎疾患がある場合とか、いろいろございますが、タミフル等につきましては、基本的にはA型インフルエンザの治療薬と聞いておりますので、陰性であればその必要がないと聞いております。

難波靖通議員 A型でない場合は必要でないけれども、逆に言えば、その場合は必要であるということですね。特に、タミフルも感染から48時間以内でないと、もう手おくれになるというようなことも言われておるわけですね。そういった面からいけば、早い処置を求めておきたいと思えます。

それと、最近では、先ほども申し上げましたように、小学生がインフルエンザ脳症で死亡するという報道がございました。国内で24名が脳症になっていると。季節性インフルエンザでも年間100人ほどが脳症になり、1割が死亡、2割以

上がてんかん、麻痺などの後遺症が出るというようなことが報じられておるわけですが、そもそも脳症とはどういった病気なのか、把握されておればお尋ねします。

健康福祉課長 インフルエンザ脳症というものがございすけども、これはインフルエンザをきっかけに脳がはれまして、頭の中の圧力が上がると、上昇という病気でございます。まれにしか発生はしませんが、特に乳幼児等に多く見られて、注意が必要でございます。また、死に至ることもございすし、重い後遺症が残るといふこともございす。

難波靖通議員 そういった脳症をできるだけ早く発見するといふようなことが、厚生労働省の研究班のガイドラインにございす。そういう症状が出れば、できるだけ早く専門病院に連れていくということですね。これを見てみますと、高いところから飛び下りたり、夜間に包丁を持って家族を襲う、いるはずがない家族や友人、知人がいるといふ、大声で叫んだり奇声を上げる、知っている単語を意味なく繰り返す、突然歌いだす、舌を何度も出すなど、無意味な動きをする、理由もなく笑う、泣く、叫ぶ、怒る、暴れる、視点が定まらず喜怒哀楽の表情がない、何でも口に入れてしまう、こういう症状が出れば、できるだけ早く専門医に連れていくといふようなことが厚生労働省のガイドラインに載っております。こういった内容について、住民へのPR等についてはどのようなお考えか、お尋ねします。

健康福祉課長 先ほど言われましたような症状が起こるときがございす。小児のインフルエンザ脳症の症例が報告されていることから、発生増加が危惧されているところとございす。兵庫県からは広報紙等を活用して、注意喚起を行うといふ依頼がございすので、また周知していきたいと思っております。

難波靖通議員 ぜひともお願いしておきます。

それと、1件、私の方へ問い合わせがあったんですが、親や家族がインフルエンザになった場合、学校へ、また保育園、幼稚園へ行かせるべきかどうかといふようなお話がございす。私はお医者さんとよく相談してくださいと、万一わからない場合は、保健所等にも相談をしてくださいと、こういうことを申し上げたんですが、これは明確な取り扱いの規定、またそういった内容が明示をされておるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

学校教育課長 今議員が言われましたように、直ちに医師の方を受診していただくという形をお願いしております。学校への登校につきましても、自粛要請をお願いするといふようなケースも出てまいります。

難波靖通議員 だんだん広まってまいりますと、こういったケースもふえてこようかと思うんですが、お医者さんと十分に相談をしてもらうといふことで、今後進めてまいります。

それと、ワクチンについて少しお尋ねをしたいと思います。ワクチンの接種は、10月下旬ごろから始まるといふようなこともお聞きをしておるんですが、今の状況はどのような状況か把握されておればお願いをしたいと思います。

健康福祉課長 兵庫県から聞いておりますのは、ワクチンの接種は10月下旬になると聞いております。

難波靖通議員 10月下旬といふことでございすが、その接種順位等についても、新聞等で、政府が決めたとかいふことで、妊婦とか、持病のある方とか、医療関係者とか、そういったことが報道されておるんですが、今の感染の状況をみますと、小学生、中学生が非常に多いかと、一般の方の状況についてはデータがないといふことで、こういったことからいけば、国が決められたことであり、町独自で変えられないと言われればそれまでなんですが、こういった小学生、中学生等について

も、できるだけ前の方の順位でワクチンの接種をできないかなと思うんですが、これを町の裁量でできるものかどうか、まずお願いをしたいと思うんです。

健康福祉課長 予防接種の順位につきましては、今国の案として発表されております。パブリックコメントが行われているような状況でございます。その中で、医療従事者や妊婦といった順番でありますけれども、町の方でその順番を変えられるような裁量はないと考えております。

難波靖通議員 それと、ワクチンについてもほとんどが輸入ですね。それからいきますと、臨床検査が十分でないというものもあるようですが、それについて、特に情報があればお願いをしたいと思うんですが。

健康福祉課長 県の会議等で聞いておりますのは、現在、国内でワクチンの臨床実験を開始したと聞いております。海外からの輸入につきましては、これは12月の終わりごろに使用可能となるであろうというようなことも聞いておまして、それには、ある程度の有効性が期待されるものの、特例的に承認要件を緩和するというような厚生労働省の談もございまして、詳しくはまだ聞いておりません。

難波靖通議員 それと、以前に質問がありましたが、価格は大体数千円ではないかということです。では、ワクチンを打つ回数は、今2回というのが多いようではありますが、回数については、どのような情報を把握されておるかお尋ねをしたいと思います。

健康福祉課長 接種回数は2回とされております。

難波靖通議員 アメリカの厚生省の新聞報道によりますと、1回で十分だといった記事も記載をされております。これも国が決めることでありますので、どうなるかわかりませんが、1回で済めば、倍の人に適用がされるということでもありますし、価格的にも安くなる。そして、助かる方も多くなるといったことでもありますので、そういった情報についてもよろしく願いをしておきたいと思っております。

それと、75歳以上の高齢者については、1,000円で予防注射が行われております。今回、普通のインフルエンザと、新型インフルエンザ、これはやはりそれぞれ2回ずつで合計4回打つ必要があるかなと思うわけではありますが、これについて情報等があればお示しをいただきたいと思っております。

健康福祉課長 今言われました高齢者のインフルエンザ、65歳以上の方でございますけれども、これにつきましては、従来の季節性インフルエンザの予防接種でございまして、法的に定められた定期接種ということで、自己負担1,000円をいただいております。

また、新型インフルエンザの予防接種につきましては、今のところ国はすべての方から実費相当額を徴収するというようになっております。ただし、低所得者の負担軽減のある方については今後検討をしていくというところでございます。

難波靖通議員 そういった予防接種ができる病院は、先ほど言われた七つの医院で対応するのか、それ以外のところでも一応可能なのか、その辺はどうなっていますか。

健康福祉課長 今言いました七つの町内の医療機関は、診療でございます。予防接種につきましては、また郡医師会から新たに医療機関と調整して、医療機関からの届出によりまして、兵庫県でまとめて国の契約をするということになっておまして、その契約をした医療機関で予防接種をするということになっております。

難波靖通議員 予防接種のワクチン等については、非常に数が限られておるというようなことで、今、兵庫県が確保しているワクチンで十分対応ができる状況なのかどうか、その辺わかりますか。

健康福祉課長 この予防接種のワクチンにつきましては、国で管理をしておまして、全国的な数量になるんですけれども、国内産ワクチンにつきましては、約1,800万人分の生産が可能と聞いております。また、国外ワクチンについては、その不足分

を補うと聞いております。

難波靖通議員 国がやっていることでございますので、町行政としては十分な回答もできないかと思いますが、ワクチンはその程度にしておきまして、設備の改善の方で少しお願いをしたいと思っております。

ハンドドライヤー、手を乾かす設備ですね、これは医院とか、そういったところにつけてございますが、ハンドドライヤーを福祉施設であるとか、老人施設であるとか、そういったところにつけていく必要があるのではないかなと思うんです。前も空気清浄機等については、どうかということでお尋ねをしました。状況によっては検討をしますというお話だったと思うんですが、このハンドドライヤーを町の施設や役場等、多くの方がトイレに入られるところに設置をお願いしたいと思うんですが、いかがなものですか。副町長、お願いします。

副町長 それぞれの施設で対応しておるところです。また、別の形では、ハンドポンプタイプの消毒剤をおいて、手をよく消毒していただく、また、インフルエンザにかからないように、外出したときにはうがいをするとか、手を洗うとか、そういった基本的なところを重要視したいと思っております。

難波靖通議員 ぜひともそういった面について、財政の許す限りお願いしたいと思っております。

それと、以前質問をいたしました空気清浄機を老人ホーム等に設置することが、必要であろうと思っております。また、デイサービスにもつけていただくことも必要ではないかなと思うんです。その点についてはどのようなお考えでしょうか。

健康福祉課長 空気清浄機については、前回検討というようなことを申し上げておりましたが、実は、既に老人ホームに3台ございます。場所は、静養室、集会所と2階のテレビ室にそれぞれございます。個人の居室にはございません。

デイサービスにつきましては、2ヶ所の町のデイサービスのどちらも3台程度設置していると聞いております。

難波靖通議員 今、施設名を申し上げてお話をさせていただいたんですが、そういったところももちろん必要でございますし、それ以外のところで多く人が集まると、例えば、サルビア会館、もちの木会館であるとか、不特定多数の方が集まられるようなところについては、そういったことも検討を加えていただきたいと思います。

最後になりますが、国立感染症研究所感染症情報センターというところが学校欠席者情報収集システムというものを開発をして、そして他町、他県の教育委員会等においては、こういったシステムを活用して、そして学校の生徒の欠席者、インフルエンザであるとかないとか、そういったことを登録して、一元管理をされておるといようなシステムがございます。

当町においては、そのようなシステムを導入されておるのかどうか、されておられないのであれば、今後どのようなお考えかお尋ねをしたいと思っております。

学校教育課長 兵庫県におきましては、インフルエンザの症状の発生動向等を探知するための学校サーベランスシステムを構築いたしております。それによりまして、福崎町におきましても、教育事務所を通じまして、毎日欠席者の状況を報告させていただいております。

今言われました国立感染症情報センターですか、こういった全国レベルのこういった情報も今後は活用していきたいと思っております。

難波靖通議員 いろいろとご回答をいただきましてありがとうございます。こういったインフルエンザ等につきましても、今ちょうど福崎で多くの感染者がいるということでございますので、行政挙げて感染拡大を防止の対応策をお願いしておきます。

議長 以上で難波靖通君の一般質問を終わります。

次は、6番目の通告者は福永繁一君であります。

- 1 教育について
- 2 松くい虫の被害について
- 3 有害鳥獣について
- 4 七種山の滝周辺の管理について
- 5 地上デジタルについて

以上、福永議員、質問席へどうぞ。

福永繁一議員 ただいま議長より許可をいただきました議席番号5番の福永繁一です。通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、教育についてお伺いしたいと思います。

今年の夏休みには、補習を希望する者や、その他の学童に補習を実施していただき、まことありがとうございます。先生方にはいろいろお世話になり、重ね重ねお礼を申し上げます。

では、場所はどこで実施されたのかお伺いしたいと思います。

教 育 長 盆を挟んで、その前後、2回実施いたしました。盆の前はサルビア会館、盆明けは文化センターで行いました。

福永繁一議員 希望者と要請者と2組で、トータル何人ぐらいでしたか、お伺いします。

教 育 長 合計でいきますと延べ163名でございました。

福永繁一議員 たくさんの方で、勉学の意欲が伺われるところであります。2日間だけとお聞きしましたが、それで間違いございませんか。

教 育 長 盆の前5日間、盆の後5日間、計10日間であります。

福永繁一議員 申しわけございませんでした。10日間の教育を受けたわけですが子ども、教育というものは、目に見えてわかるもんじゃないと思いますけれども、主催者側として成果はどのように感じておられましたか、お伺いします。

教 育 長 このサマースクールは、学校支援地域本部事業の一環として行いました。趣旨は、夏休み課題を自学自習でやるということでありました。ですから、自主的に、能動的に、そら親に言われて来たんかもしれませんが、自主的、能動的な自学自習でありますので、子どもたちにとってみては、思っておったよりもかなり充実感を覚えて終わったのではなかろうかと思えます。

ある子どもの感想文の中に「もしこういうのがなければ、家ではぐうたらぐうたらして、なかなか宿題をすることはできなかったと思う」と。また、「会場は家と違って、非常に涼しくて広い。周りはみんな勉強している雰囲気があるので、非常に能率よく勉強ができた」という感想を書いておる子がたくさんありました。

また、指導をしてくださった元教員のボランティアの方々についても「久しぶりに子どもたちに指導ができて、非常に有意義であった、楽しかった、またこういうことがあったらぜひ呼んでほしい」という非常に高い評価をいただきました。

福永繁一議員 成果を聞こうと思ったんですけど、先にお答えをいただきました。

それで、これは、今回が初めてだと思うわけですが、次も、このような方向で実施される考えか、またほかに何かいい方法があるのか、お伺いします。

教 育 長 初めての経験でありまして、なかなか子どもの数が、当初の予想よりも少なかったというのがあります。今後、このようなことを続けていきまして、自主的、能動的にこのスクールに参加できる子どもたちが増えればと思います。

当面、今年度につきましては、この冬にウインタースクールというのを考えております。今度は、中学3年生の子どもを対象にして、自学自習のスクールを設けたいと思っております。ただ、課題は、中学3年生の進学受験直前の子どもたちに指導できるボランティアの方にどれだけ集まっていたかという困難さがあります。これは、学校支援の一環でありますから、私の考えておりますのは、

私立高校に確実に通れるような子が、少しでも上を志望する、そういう子が集まってきてくれたらと思っております。このような子どもたちにウインタースクールの席に来てもらうには、かなりの努力が必要かと思いますが、前に議員が言われましたように、すべての子どもが第一志望の学校に合格できるような学校支援をしていけたらなということを考えております。

福永繁一議員 受講生は163名と今お聞きしましたが、教育長は少なかったという発言がありました。実際の対象者は何名おられましたか。

教 育 長 36名です。

社会教育課長 今回、案内をしたのは小学校の高学年に案内をさせていただきました。4年生、5年生、6年生、合計592人のうち、実人数は36名の参加、それが10日間で、欠席もありまして、延べ人数で163人ということでございます。

福永繁一議員 すみません、理解し間違いでした。163名がずっと参加したんかなと判断したわけですけども。

それで、私は、毎回中学3年生に補習やってくれと言って、教育長と押し問答があるわけですけども、このボランティアの先生方、好意的に協力をしていただくというふうな成果の説明がありました。今後、学校内でだめなら、この度のように文化センターやサルビア会館とか、いろいろあろうかと思いますが、そういうところで、私が再三再四お願いしております土曜日の2時間、中学3年生を対象にやっていく気はないのかどうか。再度お伺いいたします。

教 育 長 先ほどお答えいたしましたように、ウインタースクールという形でやっていきたいと考えております。これは、今議員が言われましたように、土曜日を使って英語と数学をやっていたらと考えております。

福永繁一議員 ウインタースクールの時期は、いつまでですか。

教 育 長 私学の入試の始まる週までと考えております。

福永繁一議員 わかりました。それでは、夏休みに実施していただいた場所ですか。

教 育 長 公の施設の空き会場を見まして、あちこち場所が変わるかもしれません。

福永繁一議員 ありがとうございます。やっとな私の念願がかないそうで、最敬礼でお礼を言いたいと思います。ありがとうございました。

それであれば、私は教育について何も言うことございませんので、次にかわりたいと思います。

2番目として、松くい虫の被害について。

今年も、松くい虫の被害で山々が大きく荒らされ、緑が黄葉し、見すばらしい姿になっております。前回にもお願いしたのですが、被害に遭わぬのが一番いいわけですが、松くい虫に冒された後の処理も重大であると、佐用町の災害から判断いたします。

松くい虫の被害に遭うと、葉のついている木々は、伐倒後、薬注し、原木はそのまま放置されております。幸いにして福崎は発生いたしませんでしたが、今回のように、一時的な大降雨のための土石流が、絶対に発生しないという保障はございません。ですから、そういうことも考慮しながら、後処理もやっていく方が2次災害、3次災害の防止につながると思いますが、これについて、町当局はどのように判断されているのかお伺いしたいと思います。

産 業 課 長 松くい虫の被害木でございますけれども、被害を受けた松につきましては、伐倒による駆除を行ってきております。焼却等ができればよいのですが、山火事等の危険がありますので、現在、伐倒後、1メートルに玉切りをして、議員言われましたように薬剤を散布、また現地に集積するという方法をとっております。

今後につきましては、この1メートルに切っております玉切りにつきましては、

もう少し短くして玉切りをする等々、県と協議していきたいと考えます。

また、間伐材等につきましても、玉切りをするとか、廃木の利用についても県等と利用方法について考えてまいりたいと考えております。

福永繁一議員 今言われました作業は、葉っぱのついてる黄色くなったものを処分していただいております。現地では、葉っぱがないのを切っても、もう虫はいないということで、放置されているわけです。この前に言いましたように、5メートルほど先に倒木があって、被害に遭いそうになった経験もあるわけです。だから、そういう松くい虫がもういないんで何もしないんだということではなしに、全体的な災害、雨を含んで、もうぼこぼこになって倒れてきた状態だったんですけども、頭に直撃すれば死亡という重大な被害が発生いたします。そういうこととも含めて、安全を考慮しながらやっていただきたい。もちろん、お金も要ります。今、松くい虫の予防にたくさんのお金を使って予防していただいておりますことには、重ね重ね感謝する項目でありますけれども、その後、取り残されたり、また見落とされた木、これも伐倒駆除をして、切り倒して処分していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

産 業 課 長 伐倒駆除につきましては、今、議員が言われましたように、まだこれから枯れていこうとしているものについて早急に処理をしていっているものがございます。限られた事業費の中で効果がある方法として進めさせていただいておりますが、やはり、宅地の裏、また公共用道路の際にあるものにつきましても、当然、枯れた木であっても所有者の財産であるということから、そういった公共的なものに影響のあるような場合には相談していただければ、ご協力できるところはご協力してまいりたいと考えます。

福永繁一議員 ありがたい見解を出していただきました。今、主にあるのは、財産区の道端にあるわけですけども、それもどうしても声が届かないのか、残っております。そういうこともありますので、区長が役場に言ってこられれば処分していただきたいと思いますが、いかがですかね。

産 業 課 長 また、現地等を確認しながら対応させていただきたいと考えます。

福永繁一議員 ありがとうございます。それでは、次、有害鳥獣についてお伺いします。

今年も有害鳥獣の被害が発生いたしました。猟友会のグループの皆さんには大変お世話になって喜んでおります。また、大きな成果もあったと思いますが、努力した割に、被害があらわれているということで、何か思考の中で抜けていたものがあるかなということを考えますが、精いっぱい猟友会のグループの方々は頑張っておられる、そのプラスアルファの何か施策はないのかなということ、お伺いしたいと思います。

産 業 課 長 有害鳥獣につきましては、猟友会が被害を与えている鳥獣を全部捕獲することは困難でありますことから、町としましては、広報で鳥獣被害を防止するために、えさづけをしないよう呼びかけを行っているところでございます。

今後につきましては、専門機関であります県の森林動物研究センターの森林動物専門員等による研修会の開催を考えていきたいと思っております。

福永繁一議員 それから、私にとって、初めての項目ですが、カワウですね、鶺鴒の鶺、これが亀坪に来ています。それで、今のところはそう大した被害が出てないんですけども、木にとまって、琵琶湖に行く道みたいに白いうんこをして、まだ枯れてはないですけども、そういう状態です。鶺の捕獲方法、何とかならないだろうかということで、我々の地区では、ちょっと頭を痛めています。課長、何かいい方策はありませんか。

産 業 課 長 そのことについては、まだ確認できていませんでした。一度、現地等へ行って、

確認をさせていただき、また先ほど言いました動物センター、また県と協議なり、相談をしていきたいと考えます。

福永繁一議員 ありがとうございます。よろしくご配慮をお願いします。

さて、4番目の七種山・七種の滝周辺については、牛尾議員からもいろいろな質問がありましたが、私がお聞きしたいのは、七種山山門駐車場についてです。

ある方は、野外センターに駐車して、七種山に向かいたかったのに、その利用者でなければ駐車してはいけないと言われ、山門駐車場まで行って、車を置いて、滝へ登って、帰ってきたら、車上荒らしに遭っていたとのこと。この頃、警察から、家庭においても車上荒らしがありますので注意してくださいという呼びかけがありますが、山の中に置いては、実際にだれがおらんかわからないところでは、やりやすい状態であると思われ、それなのに、看板一つもないというのが実態です。この点、そういうことも含めて、何か方案を考えていただきたいと考えます。いかがでしょうか。

社会教育課長 野外センターの駐車場でございますが、議員言われるとおり、去年までは、夏のお客さんが多いときは、できるだけ野外センターの利用者に使っていただくような形をとっておりました。しかしながら、前年度、県の里山公園の関係で、その分の駐車場が新たに野外センターの管理棟の向かいの少し北側と、それと池の下のところにてきております。そういった分は、七種山登山の方にも使っていてよろしいということで、管理人からも、その分についてまで、止めないでくれというような形をとってないかと思っております。

福永繁一議員 一応、そういうことも徹底していただくことも大切なんですけども、車上荒らしにあいますよというような状態を利用者に知っていただく、何か方法を講じていただきたいなど。もしも、誤って山門駐車場まで行けば、車上荒らしに注意してくださいよという、立て札ぐらいは欲しいと思います。福崎町の七種の滝は、県下八景・近畿観光100景に入る有名などこなんで、よそから来て、あそこに行って、ガラスめがれて、車壊れて、中身とられてしまったということが、口コミで広がり、七種の評判を害されることがあれば申しわけないと思います。何か看板を立てて、滝へ行かれる場合は、野外センターに駐車してくださいよというようなことを書いていただく方が、名誉回復言うたら、言い過ぎかもしれませんが、せつかく、観光協会や町を挙げて、七種山や滝ということではしておりますので、安全に楽しく利用できるような環境づくりも必要ではなかろうかと思うわけですが、その点について、町当局はどのように判断されるのかお伺いします。

産業課長 先ほど社会教育課長が申し上げましたように、里山公園なぐさの森には2カ所の駐車場がございます。その駐車場と七種山の山門駐車場、また滝の下の駐車場につきましては、車上荒らしが発生したので、注意が必要な旨を記載した看板を設置させていただいておるところでございます。この看板設置以後につきましては、車上荒らし等の被害の報告等は受けておりません。

福永繁一議員 6月以降、私行ってないので、申しわけございません。

そしたら、5番目の地上デジタル放送について、皆さんご存じのように2011年7月24日よりアナログ放送がなくなり、デジタル放送に変わるということで、国の方では総務省が主催で説明会等を開催しております。間もなくアナログ放送が終了した後、町はどのような方策で対処されるのかお伺いします。

企画財政課長 地上デジタル対策の今後ということでもありますけれども、町も当然一緒にやっていくわけですが、このテレビ受信者支援センターというところで今現在、各地区へ出向いて説明会等を行ったところがございます。

この機関におきましては、今後も電波受信に関する相談ですとか、現地調査、

こういったものは引き続き受信者支援として行っていく予定としております。

それから、新たな施策としまして、生活保護世帯等への受信機の購入支援、この具体的な内容が発表されましたので、健康福祉課と調整しながら周知を図っていきたいと考えております。

それから、共聴組合の各施設の改修につきましては、新しい制度等につきまして情報提供を行いながら、現在協議等を進めておるところでございます。

今後、来年度以降の方向といたしまして、例えばインターネットでのテレビの受信や、世帯単位でのアンテナ対策等、これらについても補助を検討されているという情報も出てきております。こういったところが具体的になれば、時期を見まして、また各戸配布等でチラシ等、周知をしていきたいと考えております。

福永繁一議員 生活保護家庭には、補助するということが、100%補助ですか。

企画財政課長 この制度につきましては、機器の無償給付という形で、機器を交付するという形になります。現物支給ということですか。

福永繁一議員 それは、アンテナもテレビも現在のままで、チューナーだけをつけるということですか。

企画財政課長 そうです。あくまで現在のテレビにチューナーをつけるというものです。

福永繁一議員 デジタルの知識に乏しいわけですが、場合によってはアナログが入っても、デジタルは入らないときもあると。というのは、デジタル電波は、波のごとくなっているんで、中間ぐらいやったら入らないときもありますよということを聞いたわけですがけれども、その点は間違いですか、正解ですかお伺いします。

企画財政課長 一般的にはそういうふうに言われていると思いますけれども、やはり個々の現場で、実際に受信をしてみないとはっきりとしたことは言えないと思います。

福永繁一議員 それは、どなたに調べていただけるんですか。生活保護家庭の人が機器をつけるんですか。それやったら、完全にできない人もあると思いますが、その点いかがでしょうか。

企画財政課長 現在のテレビで、例えば非常に映りが悪いですとか、そういった状況でございましたら、一度先ほど申しましたような受信者支援センター、そちらの方にも問い合わせしてみたいと思います。

福永繁一議員 保護家庭の人が電話するわけですか、町が電話してくれるんですか。

企画財政課長 直接でももちろん対応はしていただけますし、町の方に言っていただければ、こちらから取り次ぎ等はできると思います。

福永繁一議員 当初、いろいろなトラブルがあるとは思いますが、また町の方も窓口になって、テレビが見られないというようなことのないように努力していただきたいと思います。自分自身が電波を変えたんじゃないし、国が変えたんであるから、そういうところまで、ちゃんと後まで面倒を見る必要があると思いますので、その点をあわせて申し上げておき、これで一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長 以上で福永繁一君の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本定例会4日目の日程をすべて終了することになりました。

あすは、7番目の通告者は、北山孝彦君からお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日はこれにて散会することにいたします。

お疲れさんでございました。

散会 午後3時32分